

平成29年度 大東市教育委員会 6月定例会会議録

1. 開催年月日

平成29年6月30日（水） 午前10時00分～午前11時10分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-------|--------|
| ・教育長 | 亀岡 治義 |
| ・教育委員 | 花田 眞理子 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 水野 達朗 |
| ・教育委員 | 太田 忠雄 |

4. 出席説明員（16名）

- | | |
|------------------------|-------|
| ・学校教育部長兼教育政策室長 | 品川 知寛 |
| ・学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・学校教育部総括次長兼学校管理課長 | 辻本 雄大 |
| ・生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長 | 前田 長昭 |
| ・学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 | 伊藤 晴人 |
| ・生涯学習部次長兼生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 田口 誠 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・生涯学習課参事 | 吉田 浩樹 |
| ・北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・学校教育部教育政策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第15号
大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 3 教委議案第16号
大東市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 4 教委議案第17号
大東市立文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 5 教委議案第18号
大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 6 教委議案第19号
大東市立総合文化センター条例規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 7 教委議案第20号
大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 8 教委議案第21号
大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 9 教委議案第22号
大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則について
- 日 程 第10 教委議案第23号
大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について
- 日 程 第11 一般業務報告

6. 議案書

教委議案第15号

大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則について

大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

大東市公共施設予約システム更新に伴い、所要の改正を行うため。

大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則

平成29年7月3日

教委規則第 7 号

大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（対象施設）

第3条 予約システムの対象となる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大東市立生涯学習センター
- (2) 大東市立文化情報センター
- (3) 大東市立まなび北新
- (4) 大東市立まなび泉
- (5) 大東市立まなび南郷
- (6) 大東市立公民館
- (7) 大東市立ふれあいルーム
- (8) 大東市立市民体育館
- (9) 大東市立テニスコート
- (10) 大東市立龍間運動広場
- (11) 大東市立四条体育館
- (12) 大東市立四条グラウンド
- (13) 大東市立北条体育館
- (14) 大東市立北条グラウンド
- (15) 大東市立市民会館
- (16) 住道中学校、深野中学校および四条中学校の校庭（夜間照明設備を使用する場合に限る。）

2 前項に掲げる施設のほか、予約システムにより予約状況の閲覧のみができる施設は、

大東市立文化ホールとする。

第4条第2項中「、大東市立生涯学習センター、大東市立公民館、大東市立歴史とスポーツふれあいセンター、大東市立市民体育館」を削り、「、大東市立北条体育館または大東市立北条グラウンド」を「その他委員会が必要と認める施設」に改める。

第5条第1項中「申請者が団体の代表者」を「申請者が団体」に改め、同条第2項中「、大東市公共施設予約システム登録完了通知書（様式第3号）により」を「予約システムのメール機能により、または大東市公共予約システム利用者内容確認書（様式第3号）を交付することにより」に改める。

第8条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 3年以上予約システムの使用がないとき。

第9条第1項中「端末機に」を削り、「入力することにより」を「用いて」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

大東市公共施設予約システム登録申請書

1 新規	2 変更	3 再発行	4 その他
()			

(あて先) 大東市教育委員会

大東市公共施設予約システムに関する規則の規定により、次のとおり申請します。

使用する施設に○印をしてください。		申請日		年 月 日		
I D 番 号				※すでに登録のある方は、ID番号を記入してください		
パ ス ワ ー ド				※英数字を組み合わせてください ※4ケタ以上8ケタまで		
フリガナ				生年月日（個人の場合）		
氏名または団体名		姓/団体名 名		年 月 日		
住所/団体所在地		〒				
連 絡 先		電 話		携 帯 電 話		
		メー ル ア ド レ ス		(メールアドレスを登録すると、抽選予約の当選・落選等をメールでお知らせすることができます。)		
主 な 使 用 目 的		目的と内容を具体的に記入してください。				
※ 団 体 の み	フリガナ			生年月日		
	代表者氏名	姓 名		年 月 日		
	代表者住所	〒 □上記に同じ				
	代 表 者 連 絡 先	電 話 □上記に同じ		携 帯 電 話 □上記に同じ		
	※以下は団体の代表者と使用責任者が異なる場合にご記入ください					
	フリガナ			生年月日		
	責任者氏名	姓 名		年 月 日		
責任者住所	〒					
責 任 者 連 絡 先	電 話		携 帯 電 話			

※団体登録の場合は、別途団体構成員名簿を提出してください。

誓約事項等(ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

- 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
- 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
- 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

- 以下事務処理欄 -

確認書類	免許証・学生証・その他 ()			確認者	
使用者区分	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 営利	<input type="checkbox"/> 社会教育団体	<input type="checkbox"/> 中学生の個人・団体
	<input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 非営利	<input type="checkbox"/> 男女共同参画団体	

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替えるものとします。

様式第2号（第5条関係）

大東市公共施設予約システム団体構成員名簿

（あて先）大東市教育委員会

提出日	年 月 日
-----	-------

大東市公共施設予約システムに関する規則の規定により、次のとおり提出します。

(ふりがな) 団 体 名	
-----------------	--

	氏名	住所	※学校名・勤務先 (市外在住者のみ)	区分
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

／ 枚目

- ※ 市外在住者で市内在学または在勤の方は、学校名または勤務先名を記載してください。
- ※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替えるものとします。

様式第3号（第5条関係）

大東市公共施設予約システム利用者内容確認書

年 月 日

I D 番 号							
利 用 者 区 分							
フ リ ガ ナ							
利用者または団体名							
住所または団体所在地	〒						
連 絡 先							
パ ス ワ ー ド							
利 用 登 録 施 設							

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大東市公共施設予約システムに関する規則の規定によって行われた登録その他の手続は、改正後の大東市公共施設予約システムに関する規則の規定によって行われたものとみなす。

大東市公共施設予約システムに関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>○大東市公共施設予約システムに関する規則 平成18年2月23日 教委規則第1号</p> <p>(対象施設)</p> <p>第3条 予約システムの対象となる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 大東市立生涯学習センター</p> <p><u>(2) 大東市立文化情報センター</u></p> <p><u>(3) 大東市立まなび北新</u></p> <p><u>(4) 大東市立まなび泉</u></p> <p><u>(5) 大東市立まなび南郷</u></p> <p><u>(6) 大東市立公民館</u></p> <p><u>(7) 大東市立ふれあいルーム</u></p> <p><u>(8) 大東市立市民体育館</u></p> <p><u>(9) 大東市立テニスコート</u></p> <p><u>(10) 大東市立龍間運動広場</u></p> <p><u>(11) 大東市立四条体育館</u></p> <p><u>(12) 大東市立四条グラウンド</u></p> <p><u>(13) 大東市立北条体育館</u></p> <p><u>(14) 大東市立北条グラウンド</u></p> <p><u>(15) 大東市立市民会館</u></p> <p><u>(16) 住道中学校、深野中学校および四条中学校の校庭（夜間照明設備を使用</u></p>	<p>○大東市公共施設予約システムに関する規則 平成18年2月23日 教委規則第1号</p> <p>(対象施設)</p> <p>第3条 予約システムの対象となる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 大東市立生涯学習センター</p> <p><u>(2) 大東市立まなび北新</u></p> <p><u>(3) 大東市立まなび泉</u></p> <p><u>(4) 大東市立まなび南郷</u></p> <p><u>(5) 大東市立公民館</u></p> <p><u>(6) 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター</u></p> <p><u>(7) 大東市立市民体育館</u></p> <p><u>(8) 大東市立テニスコート</u></p> <p><u>(9) 大東市立北条体育館</u></p> <p><u>(10) 大東市立北条グラウンド</u></p>

する場合に限る。)

- 2 前項に掲げる施設のほか、予約システムにより予約状況の閲覧のみができる施設は、大東市立文化ホールとする。

(システム登録資格)

第4条 システム登録を行うことができる者は、16歳以上で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、またはその利益になるおそれがあると認められるときは、システム登録を行うことができない。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 市内の学校等に在学する者
- (3) 市内の事業所等に勤務する者
- (4) 所属する者が2人以上の団体の代表者であって、前3号のいずれかに該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大東市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に認めた者

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大東市立テニスコートその他委員会が必要と認める施設を使用しようとする中学生以上の者は、システム登録を行うことができる。

- 2 前項に規定する施設のほか、次に掲げる公共施設の予約状況に係る情報提供を行うものとする。

- (1) 大東市立青少年野外活動センター
- (2) 大東市立文化ホール
- (3) 大東市立文化情報センター
- (4) 大東市立龍間運動広場
- (5) 大東市立市民会館

(システム登録資格)

第4条 システム登録を行うことができる者は、16歳以上で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、またはその利益になるおそれがあると認められるときは、システム登録を行うことができない。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 市内の学校等に在学する者
- (3) 市内の事業所等に勤務する者
- (4) 所属する者が2人以上の団体の代表者であって、前3号のいずれかに該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大東市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に認めた者

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大東市立生涯学習センター、大東市立公民館、大東市立歴史とスポーツふれあいセンター、大東市立市民体育館、大東市立テニスコート、大東市立北条体育館または大東市立北条グラウンドを使用しよう

(登録手続)

第5条 予約システムを使用しようとする者または団体の代表者(以下「申請者」という。)は、大東市公共施設予約システム登録申請書(様式第1号)を対象施設を通じて委員会に提出しなければならない。この場合において、申請者が団体のときは、当該団体に属する構成員名簿として大東市公共施設予約システム団体構成員名簿(様式第2号)を添付しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、システム登録を決定したときは、予約システムのメール機能により、または大東市公共予約システム利用者内容確認書(様式第3号)を交付することにより、当該システム登録に係るID番号(以下「ID番号」という。)を申請者に通知するものとする。

3 委員会は、前項に規定する場合において、システム登録を認めないときは、大東市公共施設予約システム登録不承認通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(システム登録の抹消)

第8条 委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、システム登録を抹消することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 3年以上予約システムの使用がないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会がシステム登録を抹消すべき事由があると認めたとき。

2 委員会は、前項第1号または第5号に掲げる事由により、システム登録を抹消したときは、登録者に通知するものとする。

とする中学生以上の者は、システム登録を行うことができる。

(登録手続)

第5条 予約システムを使用しようとする者または団体の代表者(以下「申請者」という。)は、大東市公共施設予約システム登録申請書(様式第1号)を対象施設を通じて委員会に提出しなければならない。この場合において、申請者が団体の代表者のときは、当該団体に属する構成員名簿として大東市公共施設予約システム団体構成員名簿(様式第2号)を添付しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、システム登録を決定したときは、大東市公共施設予約システム登録完了通知書(様式第3号)により、当該システム登録に係るID番号(以下「ID番号」という。)を申請者に通知するものとする。

3 委員会は、前項に規定する場合において、システム登録を認めないときは、大東市公共施設予約システム登録不承認通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(システム登録の抹消)

第8条 委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、システム登録を抹消することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会がシステム登録を抹消すべき事由があると認めたとき。

2 委員会は、前項第1号または第5号に掲げる事由により、システム登録を抹消したときは、登録者に通知するものとする。

(対象施設の使用に係る予約の申込み手続等)

第9条 登録者は、対象施設を使用しようとするときは、ID番号、パスワード等を用いて、予約の申込みをすることができる。

2 委員会は、前項または第4項の規定による予約の申込みがあったときは、当該予約の申込みのあった対象施設の予約の申込みの状況に応じて予約の決定を行うものとする。

3 委員会は、予約の申込みが複数あると見込めるときは、期間を定めて予約の申込みを募り、抽選等により予約の決定を行うものとし、その結果を当該予約の申込みをした者に予約システムにより通知するものとする。

4 予約システムを使用することができないとき、または委員会がやむを得ないと認めるときは、対象施設の窓口において施設の使用に係る予約の申込みを行うことができる。

(対象施設の使用に係る予約の申込み手続等)

第9条 登録者は、対象施設を使用しようとするときは、端末機にID番号、パスワード等を入力することにより、予約の申込みをすることができる。

2 委員会は、前項または第4項の規定による予約の申込みがあったときは、当該予約の申込みのあった対象施設の予約の申込みの状況に応じて予約の決定を行うものとする。

3 委員会は、予約の申込みが複数あると見込めるときは、期間を定めて予約の申込みを募り、抽選等により予約の決定を行うものとし、その結果を当該予約の申込みをした者に予約システムにより通知するものとする。

4 予約システムを使用することができないとき、または委員会がやむを得ないと認めるときは、対象施設の窓口において施設の使用に係る予約の申込みを行うことができる。

教委議案第16号

大東市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

大東市公共施設予約システムの更新により、大東市立生涯学習センターの予約手続を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年7月3日

教委規則第 8 号

大東市立生涯学習センター条例施行規則（平成18年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「5日後」を「当該申請可能日の属する月の6日」に改め、次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

第2条第4項中「大東市公共施設使用許可申請書」を「申請書」に改め、同条第5項中「経過した日以後」を「経過した日から使用予定日の8日前までの期間」に改め、同条第6項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日まで」を「当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の1項を加える。

7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、センターの窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、抽選後の申請については、これを超えて使用することができる。

第5条第1項中「大東市公共施設使用許可書」を「大東市公共施設使用許可決定通知書」に改め、同条第2項中「第2条第4項に定める日」を「所定の期日」に改める。

第6条の見出しを「(使用の許可の変更および取消しの申請)」に改め、同条第1項中「申請事項を変更し、または申請の取消しをしようとするときは、大東市公共施設使用許可変更・取消申請書（様式第3号）」を「使用の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第3号）を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第3号の2）」に改め、同条第2項中「大東市公共施設使用許可変更・取消許可書（様式第4号）」を「変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第4号）により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通

知書（様式第4号の2）」に改める。

第9条第3項中「大東市公共施設使用料減免許可（不許可）通知書」を「大東市公共施設使用料減免決定通知書」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

大東市公共施設使用許可申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり、施設の使用許可を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第2号（第5条関係）

大東市公共施設使用許可決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可について通知します。

大東市指定管理者

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第3号（第6条関係）

大東市公共施設使用許可変更申請書

（あて先） 大東市指定管理者

次のとおり施設の使用許可の変更を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
変更理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
変更前					
変更後					
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
増減額					
納付済使用料					
加算・減免理由等					

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第6条関係）

大東市公共施設使用許可取消申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり施設の使用許可の取消を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済使用料					

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

大東市公共施設使用許可変更決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
変更前					
変更後					
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
増減額					
納付済使用料					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可の変更について通知します。

大東市指定管理者

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第6条関係）

大東市公共施設使用許可取消決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済使用料					

--	--

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可の取消について通知します。

大東市指定管理者

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第5号から様式第9号までを次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

大東市公共施設使用料領収書

領収番号	年度
氏名 (団体名)	
施設	
内訳	
領収金額	
領収日	
上記のとおり施設の使用料を領収しました。 大東市教育委員会	領収印

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第6号（第8条関係）

大東市公共施設使用料返還（還付）申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり使用料の返還（還付）を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第7号（第8条関係）

大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

--	--

年 月 日

上記のとおり使用料の返還（還付）について通知します。

大東市教育委員会

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第8号（第9条関係）

大東市公共施設使用料減免申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり使用料の減免を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

※ 使用料の徴収を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第9号（第9条関係）

大東市公共施設使用料減免決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり使用料の減免について通知します。

大東市教育委員会

※ 指定管理者が利用料金を収受する場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

付 則
(施行期日)

1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の大東市立生涯学習センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた使用の予約、申請その他の手続は、改正後の大東市立生涯学習センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によって行われたものとみなす。

3 旧規則の規定によって作成された用紙（大東市公共施設予約システムによって作成した用紙を除く。）は、当分の間、新規則の規定に基づき作成したものとみなし、所要の調整をして使用することができる。

大東市立生涯学習センター条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立生涯学習センター条例施行規則 平成18年2月23日 教委規則第2号</p>	<p>○大東市立生涯学習センター条例施行規則 平成18年2月23日 教委規則第2号</p>
<p>(使用の申請)</p>	<p>(使用の申請)</p>
<p>第2条 条例第7条第1項の規定により大東市立生涯学習センター（以下「センター」という。）および付属設備の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p> <p>2 前項の申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）は、使用日（その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。）の属する月の3か月前（市民ギャラリーAおよび市民ギャラリーBを1週間使用する場合にあっては6か月前）の日が属する月の初日（その日が休館日のときは、その翌日）から行うことができる。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 事前に、大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から<u>当該申請可能日の属する月の6日までの間</u>において、センターの使用に係る予約の申込みをすることができる。<u>ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決</p>	<p>第2条 条例第7条第1項の規定により大東市立生涯学習センター（以下「センター」という。）および付属設備の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p> <p>2 前項の申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）は、使用日（その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。）の属する月の3か月前（市民ギャラリーAおよび市民ギャラリーBを1週間使用する場合にあっては6か月前）の日が属する月の初日（その日が休館日のときは、その翌日）から行うことができる。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 事前に、大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から<u>5日後までの間</u>において、センターの使用に係る予約の申込みをすることができる。</p> <p>4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決</p>

定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等センターの使用に係る手続をすることができる。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、センターの窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

（使用回数）

第4条 1人の者が毎月1日から月末までの期間における次に掲げる使用区分の使用可能回数は、5回までとする。ただし、抽選後の申請については、これを超えて使用することができる。

定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の大東市公共施設使用許可申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等センターの使用に係る手続をすることができる。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

(1) 使用日の7日前の日までに予約の決定を受けたとき 当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して10日を経過する日または使用日の7日前の日のいずれか早い日

(2) 使用日の6日前の日から使用日の前日までに予約の決定を受けたとき 当該予約の決定を受けた日

（使用回数）

第4条 1人の者が毎月1日から月末までの期間における次に掲げる使用区分の使用可能回数は、5回までとする。

(1)～(6)（略）

(1)～(6) (略)

(使用の許可)

第5条 指定管理者は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可決定通知書 (様式第2号) により当該申請をした者に通知するものとする。

2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が所定の期日までに使用料を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、センターを使用する際に、大東市公共施設使用許可書を提示しなければならない。

(使用の許可の変更および取消しの申請)

第6条 使用者は、使用の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書 (様式第3号) を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書 (様式第3号の2) を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書 (様式第4号) により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書 (様式第4号の2) により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第9条 委員会は、条例第15条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(使用の許可)

第5条 指定管理者は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書 (様式第2号) により当該申請をした者に通知するものとする。

2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が第2条第4項に定める日までに使用料を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、センターを使用する際に、大東市公共施設使用許可書を提示しなければならない。

(使用変更および使用取消しの申請)

第6条 使用者は、申請事項を変更し、または申請の取消しをしようとするときは、大東市公共施設使用許可変更・取消申請書 (様式第3号) を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、大東市公共施設使用許可変更・取消許可書 (様式第4号) により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第9条 委員会は、条例第15条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設使用料減免決定通知書（様式第9号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 (略)

3 委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設使用料減免許可（不許可）通知書（様式第9号）により当該申請をした者に通知するものとする。

教委議案第17号

大東市立文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

公共施設予約システムの更新による予約方法の変更に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年7月3日

教委規則第 9 号

大東市立文化情報センター条例施行規則（平成18年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「使用許可申請書（様式第1号）」を「大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号。附属設備を使用する場合にあっては大東市公共施設附属設備使用申請書（様式第1号の2））」に、「提出して行うものとする」を「提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請を予約の申込みとみなすものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）は、使用日（その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。）の属する月の3か月前の初日から行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

第2条に次の5項を加える。

3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から当該申請可能日の属する月の6日までの間において、センター等の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約が決定した日の属する月の14日までに第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、第1項の申請書の提出

とみなすものとする。

- 5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等センター等の使用に係る手続をすることができる。
- 6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
- 7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときで、委員会が必要と認めるときは、次条に規定する窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用回数)

第3条の2 条例第10条に定める使用区分を使用できる回数は、毎月の初日から末日までの期間において、1人(団体)当たり5回までとする。ただし、抽選後の申請については、これを超えて使用することができる。

第4条第1項中「使用許可書(様式第2号)」を「大東市公共施設使用許可決定通知書(様式第2号。附属設備の使用を許可する場合にあっては大東市公共施設附属設備使用許可決定通知書(様式第2号の2))」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 委員会は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに使用料を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4条第3項中「使用許可書」を「大東市公共施設使用許可決定通知書(附属設備を使用する場合は大東市公共施設附属設備使用許可決定通知書)」に改める。

第5条の見出しを「(使用の許可の変更および取消しの申請)」に改め、同条第1項中「を
変更し、または申請を取り消そうとするときは、使用許可変更・取消申請書(様式第3号)」
を「の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書(様式第3号)」
を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書(様式第3号の2)」に
改め、同条第2項中「使用許可変更・取消許可書(様式第4号)」を「変更するときにあ
っては大東市公共施設使用許可変更決定通知書(様式第4号)により、取り消すときにあ
っては大東市公共施設使用許可取消決定通知書(様式第4号の2)」に改める。

第6条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「使用料領収書」を
「大東市公共施設使用料領収書」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を
加える。

3 附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

第7条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号
中「各3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「使用料返還(還
付)申請書」を「大東市公共施設使用料返還(還付)申請書」に改め、同条第3項中「使
用料返還(還付)決定通知書(様式第7号)を」を「大東市公共施設使用料返還(還付)
決定通知書(様式第7号)により」に改める。

第8条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、第2号
の次に次の1号を加える。

(3) 委員会が認めた社会教育団体が生涯学習事業を行うために使用するとき 5割

第8条第2項中「使用料減免申請書」を「大東市公共施設使用料減免申請書」に改め、
同条第3項中「使用料減免許可(不許可)通知書」を「大東市公共施設使用料減免決定通
知書」に改める。

第11条後段を次のように改める。

この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	大東市教育委員会（以下「委員会」という。）	指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
	委員会	指定管理者
第3条から前条まで	委員会	指定管理者

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、併せて利用料金を収受する場合は、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
第7条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
	大東市公共施設使用料返還（還付）申請書	大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書
	大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書	大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書
第8条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
	大東市公共施設使用料減免申請書	大東市公共施設利用料金減免申請書
	大東市公共施設使用料減免決定通知書	大東市公共施設利用料金減免許可（不許可）通知書

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

大東市公共施設使用許可申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり、施設の使用許可を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

大東市公共施設付属設備使用申請書

（あて先）大東市教育委員会

申請者	団体名		申請日 (使用日)	年 月 日
	住所			
	使用責任者		電話	

大東市立文化情報センター条例施行規則第2条の規定により、次のとおり、使用許可を申請します。

付属設備	単価 (1区分)	午前	午後	夜間	合計	使用料
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
					付属設備使用料	円
					減免額	円
					付属設備合計使用料	円

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を收受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

使用料領収書	
上記金額を領収しました。	
領収印	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

大東市公共施設使用許可決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定監理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2の2（第4条関係）

大東市公共施設付属設備使用許可決定通知書

（あて先）大東市教育委員会

申請者	団体名	申請日 (使用日)	年 月 日
	住所		
	使用責任者	電話	

大東市立文化情報センター条例施行規則第4条の規定により、次のとおり、設備備品の使用許可について通知します。

付属設備	単価 (1区分)	午前	午後	夜間	合計	使用料
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
					付属設備使用料	円
					減免額	円
					付属設備合計使用料	円

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

使用料領収書
上記金額を領収しました。 領収印

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

大東市公共施設使用許可変更申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり施設の使用許可の変更を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
変更理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
変更前					
変更後					
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
増減額					
納付済使用料					
加算・減免理由等					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第5条関係）

大東市公共施設使用許可取消申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり施設の使用許可の取消を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済使用料					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第4号を次のように改める。
様式第4号（第5条関係）

大東市公共施設使用許可変更決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
変更理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
変更前					
変更後					
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
増減額					
納付済使用料					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可の変更について通知します。
大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第5条関係）

大東市公共施設使用許可取消決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済使用料					

--	--

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可の取消について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第5号から様式第9号までを次のように改める。

様式第5号（第6条関係）

大東市公共施設使用料領収書

領収番号

年度

氏名 (団体名)	
施設	
内訳	
領収金額	
領収日	
上記のとおり施設の使用料を領収しました。 大東市教育委員会	領収印

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第6号（第7条関係）

大東市公共施設使用料返還（還付）申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり使用料の返還（還付）を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

--	--

年 月 日

上記のとおり使用料の返還（還付）について通知します。
大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第8号（第8条関係）

大東市公共施設使用料減免申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり使用料の減免を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第9号（第8条関係）

大東市公共施設使用料減免決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり使用料の減免について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の大東市立文化センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた使用の予約、申請その他の手続は、改正後の大東市立文化情報センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によって行われたものとみなす。
- 3 旧規則の規定によって作成された用紙（大東市公共施設予約システムによって作成した用紙を除く。）は、当分の間、新規則の規定に基づき作成したものとみなし、所要の調整をして使用することができる。

大東市立文化情報センター条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立文化情報センター条例施行規則 平成18年4月7日 教委規則第8号</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定により大東市立文化情報センターおよび附属設備（以下「センター等」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号。附属設備を使用する場合にあっては大東市公共施設附属設備使用申請書（様式第1号の2））</u>を大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に<u>提出しなければならない。</u>この場合において、<u>使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請を予約の申込みとみなすものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する<u>申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）</u>は、使用日（その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。<u>以下同じ。</u>）の属する月の3か月前の<u>初日から</u>行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から当該申請可能日の属する月の6日までの間において、センター等の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約が決定した日の属する月の14日までに第1項の申請その他の手続を行わなければならない。</u>この場合において、<u>当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類</u></p>	<p>○大東市立文化情報センター条例施行規則 平成18年4月7日 教委規則第8号</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定により大東市立文化情報センターおよび附属設備（以下「センター等」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>使用許可申請書（様式第1号）</u>を大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に<u>提出して行うものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する<u>申請は、使用日（同一の月で、その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。）の属する月の3か月前の初日（その日が休館日のときは、その翌日）から当該使用日の7日前まで</u>行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p>

の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等センター等の使用に係る手続を行うことができる。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときで、委員会が必要と認めるときは、次条に規定する窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

(使用申請の受付時間)

第3条 センター等の使用に係る申請の受付場所および受付時間(休館日を除く。以下同じ。)は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、受付場所および受付時間を変更することができる。

受付場所	受付時間
大東市立生涯学習センター	午前9時から午後9時まで

(使用回数)

第3条の2 条例第10条に定める使用区分を使用できる回数は、毎月の初日から末日までの期間において、1人(団体)当たり5回までとする。ただし、抽選後の申請については、これを超えて使用することができる。

(使用の許可)

第4条 委員会は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可決定通知書(様式第2号。付属設備の使用を許可する場合にあつては大東市公共施設付属設備使用許可決定通知書(様式第2号の2))により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用申請の受付時間)

第3条 センター等の使用に係る申請の受付場所および受付時間(休館日を除く。以下同じ。)は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、受付場所および受付時間を変更することができる。

受付場所	受付時間
大東市立生涯学習センター	午前9時から午後9時まで

(使用の許可)

第4条 委員会は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、使用許可書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 委員会は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに使用料を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センター等を使用する際に、大東市公共施設使用許可決定通知書（付属設備を使用する場合は大東市公共施設付属設備使用許可決定通知書）を提示しなければならない。

（使用の許可の変更および取消しの申請）

第5条 使用者は、センター等の使用の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第3号）を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第3号の2）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または申請の取消しを決定し、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第4号）により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書（様式第4号の2）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 センター等の使用許可を受けるに当たっては、所定の使用料（付属設備の使用料を含む。）を支払わなければならない。

2 委員会は、前項の使用料を収納したときは、大東市公共施設使用料領収書（様式第5号）を交付するものとする。

3 付属設備等の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の返還）

第7条 委員会は、条例第11条ただし書の規定による使用料の返還について、次の各号の理由に応じ、当該各号に掲げる額を返還することができる。

2 委員会は、前項に規定する使用の許可をする場合において、先着順、抽選その他委員会が適当と認める方法により決定するものとする。

3 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センター等を使用する際に、使用許可書を提示しなければならない。

（使用の取消しおよび変更）

第5条 使用者は、センター等の使用を変更し、または申請を取り消そうとするときは、使用許可変更・取消申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または申請の取消しを決定し、使用許可変更・取消許可書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 付属設備等の使用料は、別表のとおりとする。

2 センター等の使用許可を受けるに当たっては、所定の使用料（付属設備の使用料を含む。）を支払わなければならない。

3 委員会は、前項の使用料を収納したときは、使用料領収書（様式第5号）を交付するものとする。

（使用料の返還）

第7条 委員会は、条例第11条ただし書の規定による使用料の返還について、次の各号の理由に応じ、当該各号に掲げる額を返還することができる。

(1) 付属設備の使用変更により、既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の10割

(1) 使用者の責めによらない事由によって使用できない場合 既納使用料の
10割

(2) 使用する日の7日前までに使用を取り消した場合 既納使用料の5割

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めた場合 既納使用料のうち委員会が別に定める割合

2 前項の場合において、使用料の返還を受けようとする者は、大東市公共施設使用料返還（還付）申請書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、返還の適否を決定し、大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第8条 委員会は、条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1) 本市または委員会が文化および生涯学習事業を行うために使用するとき
10割

(2) 構成員の過半数が18歳以下の者で構成する団体が文化および生涯学習事業を行うために使用するとき 5割

(3) 委員会が認めた社会教育団体が生涯学習事業を行うために使用するとき
5割

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特別の事由があると認めるとき 5割

2 前項の場合において、使用料の減免を受けようとする者は、大東市公共施設使用料減免申請書（様式第8号）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設使用料減免決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(2) 使用者の責めによらない事由によって使用できない場合 既納使用料の
10割

(3) 使用する日の7日前までに使用を取り消した場合 既納使用料の5割

(4) 各3号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めた場合 既納使用料のうち委員会が別に定める割合

2 前項の場合において、使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還（還付）申請書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、返還の適否を決定し、使用料返還（還付）決定通知書（様式第7号）を当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第8条 委員会は、条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1) 本市または委員会が文化および生涯学習事業を行うために使用するとき
10割

(2) 構成員の過半数が18歳以下の者で構成する団体が文化および生涯学習事業を行うために使用するとき 5割

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特別の事由があると認めるとき
5割

2 前項の場合において、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第8号）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、使用料減免許可（不許可）通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の準用)

第11条 第2条から前条(第6条から第8条までについては、条例第16条第2項第4号の利用料金の収受を行わせる場合に限る。)までの規定は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)にセンター等の管理(利用料金の収受を含む。)を行わせる場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	<u>大東市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>	<u>指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)</u>
	<u>委員会</u>	<u>指定管理者</u>
<u>第3条から前条まで</u>	<u>委員会</u>	<u>指定管理者</u>

2 前項の場合において、併せて利用料金を収受する場合は、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第6条(見出しを含む。)</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第7条(見出しを含む。)</u>	<u>大東市公共施設使用料返還(還付)申請書</u>	<u>大東市公共施設利用料金返還(還付)申請書</u>
	<u>大東市公共施設使用料返還(還付)決定通知書</u>	<u>大東市公共施設利用料金返還(還付)決定通知書</u>
<u>第8条(見出しを含む。)</u>	<u>大東市公共施設使用料減免申請書</u>	<u>大東市公共施設利用料金減免申請書</u>
	<u>大東市公共施設使用料減免決定通知書</u>	<u>大東市公共施設利用料金減免許可(不許可)通知書</u>

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の準用)

第11条 第2条から前条(第6条から第8条までについては、条例第16条第2項第4号の利用料金の収受を行わせる場合に限る。)までの規定は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)にセンター等の管理(利用料金の収受を含む。)を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「大東市教育委員会(以下「委員会」という。)」または「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

教委議案第18号

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

公共施設予約システムの更新に際し、施設の予約方法等を見直したことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年7月3日

教委規則第10号

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（平成11年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2か月前」を「3か月前」に改め、「使用日の前日まで」を削り、同条第3項中「5日後」を「当該申請可能日の属する月の6日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

第2条第4項中「大東市公共施設使用許可申請書」を「申請書」に改め、同条第5項中「経過した日以後」を「経過した日から使用予定日の8日前までの期間」に改め、同項の次に次の2項を加える。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、使用予定日の8日前（委員会が特に必要と認める場合は使用日）までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、学習ルームの窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

第4条中「次表の左欄に掲げる施設ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる使用可能回数」を「5回」に改め、同条の表を削る。

第5条第1項中「大東市公共施設使用許可書」を「大東市公共施設使用許可決定通知書」に改め、同条第3項中「使用日の7日前」を「所定の期日」に改め、同条第4項中「大東市公共施設使用許可書」を「大東市公共施設使用許可決定通知書」に改める。

第6条の見出しを「(使用の許可の変更および取消しの申請)」に改め、同条第1項中「を変更し、または取り消そうとするときは、大東市公共施設使用許可変更・取消申請書（様式第3号）」を「の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第3号）」に改める。

式第3号)を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書(様式第3号の2)」に改め、同条第2項中「大東市公共施設使用許可変更・取消許可書(様式第4号)」を「変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書(様式第4号)により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書(様式第4号の2)」に改める。

第9条第3項中「大東市公共施設使用料減免許可(不許可)通知書」を「大東市公共施設使用料減免決定通知書」に改める。

第11条を削る。

第12条後段を次のように改める。

この場合において、第4条から前条までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、併せて利用料金を収受する場合は、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	使用料	利用料金
第7条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
	大東市公共施設使用料領収書	大東市公共施設利用料金領収書
第8条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
	大東市公共施設使用料返還(還付)申請書	大東市公共施設利用料金返還(還付)申請書
	大東市公共施設使用料返還(還付)決定通知書	大東市公共施設利用料金返還(還付)決定通知書
第9条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
	大東市公共施設使用料減免申請書	大東市公共施設利用料金減免申請書
	大東市公共施設使用料減免決定通知書	大東市公共施設利用料金減免決定通知書

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

大東市公共施設使用許可申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり、施設の使用許可を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第2号（第5条関係）

大東市公共施設使用許可決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可について通知します。

大東市指定管理者

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金の収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第3号（第6条関係）

大東市公共施設使用許可変更申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり施設の使用許可の変更を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
変更理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
変更前					
変更後					
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
増減額					
納付済使用料					
加算・減免理由等					

※ 使用料の徴収を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて使用料の徴収を指定管理者が行う場合、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第5条関係）

大東市公共施設使用許可取消申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり施設の使用許可の取消を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済使用料					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

大東市公共施設使用許可変更決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
変更前					
変更後					
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
増減額					
納付済使用料					
加算・減免理由等					

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可の変更について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第5条関係）

大東市公共施設使用許可取消決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済使用料					

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可の取消について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第5号から様式第9号を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

大東市公共施設使用料領収書

領収番号

年度

氏名 (団体名)	
施設	
内訳	
領収金額	
領収日	
上記のとおり施設の使用料を領収しました。 大東市教育委員会	領収印

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第6号（第8条関係）

大東市公共施設使用料返還（還付）申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり使用料の返還（還付）を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第7号（第8条関係）

大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

--	--

年 月 日

上記のとおり使用料の返還（還付）について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第8号（第9条関係）

大東市公共施設使用料減免申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり使用料の減免を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

大東市公共施設使用料減免決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり使用料の減免について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた使用の予約、申請その他の手続は、改正後の大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によって行われたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第2条中「2か月」を「3か月」に改める規定は、大東市立まなび泉にあつては平成30年4月1日以後に使用する場合について適用し、大東市立まなび北新にあつては平成31年4月1日以後に使用する場合について適用するものとする。
- 4 旧規則の規定によって作成された用紙（大東市公共施設予約システムによって作成した用紙を除く。）は、当分の間、新規則の規定に基づき作成したものとみなし、所要の調整をして使用することができる。

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立生涯学習ルーム条例施行規則 平成11年9月30日 教委規則第6号</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により学習ルームおよび付属設備の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第1号)を大東市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p> <p>2 前項に規定する申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の<u>3か月前</u>の月の初日(その日が休館日のときは、その翌日)から行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 事前に、大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から<u>当該申請可能日の属する月の6日まで</u>の間において、学習ルームの使用に係る予約の申込みをすることができる。<u>ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。)の通知を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに第1項の申請その他の手続を行わなければな</p>	<p>○大東市立生涯学習ルーム条例施行規則 平成11年9月30日 教委規則第6号</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により学習ルームおよび付属設備の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第1号)を大東市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p> <p>2 前項に規定する申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の<u>2か月前</u>の月の初日(その日が休館日のときは、その翌日)から<u>使用日の前日</u>まで行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 事前に、大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から<u>5日後</u>までの間において、学習ルームの使用に係る予約の申込みをすることができる。</p> <p>4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。)の通知を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに第1項の申請その他の手続を行わなければな</p>

らない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等学習ルームの使用に係る手続をすることができる。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、使用予定日の8日前（委員会が特に必要と認める場合は使用日）までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、学習ルームの窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

(使用回数)

第4条 1人の者が毎月1日から月末までの期間において、条例別表に定める学習ルームの各施設区分（ギャラリーを除く。）を使用できる回数は、5回を超えることはできない。ただし、委員会が適当と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 委員会は、第2条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審

らない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の大東市公共施設使用許可申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等学習ルームの使用に係る手続をすることができる。

(使用回数)

第4条 1人の者が毎月1日から月末までの期間において、条例別表に定める学習ルームの各施設区分（ギャラリーを除く。）を使用できる回数は、次表の左欄に掲げる施設ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる使用可能回数を超えることはできない。ただし、委員会が適当と認めるときは、この限りでない。

施設の名称	使用可能回数
<u>大東市立まなび北新</u>	<u>2回</u>
<u>大東市立まなび泉</u>	<u>2回</u>
<u>大東市立まなび南郷</u>	<u>4回</u>

(使用の許可)

第5条 委員会は、第2条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審

査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 委員会が定める大東市立西部図書館でのボランティア活動を行う団体とそれ以外の者から同時に大東市立まなび南郷のボランティアルームの使用に係る第2条第1項に規定する申請があったときは、当該ボランティア活動を行う団体を当該ボランティアルームを使用できる者とする。

3 委員会は、予約の決定を受けた者が所定の期日までに使用料を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、学習ルームを使用する際に、大東市公共施設使用許可決定通知書を提示しなければならない。

（使用の許可の変更および取消しの申請）

第6条 使用者は、学習ルームの使用の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第3号）を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第3号の2）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第4号）により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書（様式第4号の2）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第9条 委員会は、条例第11条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1)～(2)（略）

査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 委員会が定める大東市立西部図書館でのボランティア活動を行う団体とそれ以外の者から同時に大東市立まなび南郷のボランティアルームの使用に係る第2条第1項に規定する申請があったときは、当該ボランティア活動を行う団体を当該ボランティアルームを使用できる者とする。

3 委員会は、予約の決定を受けた者が使用日の7日前までに使用料を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、学習ルームを使用する際に、大東市公共施設使用許可書を提示しなければならない。

（使用の取消しまたは届出）

第6条 使用者は、学習ルームの使用を変更し、または取り消そうとするときは、大東市公共施設使用許可変更・取消申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、大東市公共施設使用許可変更・取消許可書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第9条 委員会は、条例第11条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1)～(2)（略）

2 (略)

3 委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、大東市公共施設使用料減免決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第11条 第2条および第4条から前条までの規定は、条例第16条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に学習ルームの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第4条から前条までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、大東市公共施設使用料減免許可（不許可）通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員会の許可を受けないで物品を販売し、またはこれに類する行為をしないこと。
- (2) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (3) 喫煙もしくは飲食し、または火気を使用しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が指定すること。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第12条 第2条および第4条から前条までの規定は、条例第16条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に学習ルームの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第2条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という）」および「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「大東市公共施設使用料領収書」とあるのは「大東市公共施設利用料金領収書」と、第8条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「大東市公共施設使用料返還（還付）申請書」とあるのは「大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書」と、「大東市公共施設使用

料返還（還付）決定通知書」とあるのは「大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書」と、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中（第1号を除く。）「委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「大東市公共施設使用料減免申請書」とあるのは「大東市公共施設利用料金減免申請書」と、同条第3項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「大東市公共施設使用料減免許可（不許可）通知書」とあるのは「大東市公共施設利用料金減免許可（不許可）通知書」と、第10条および第11条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、併せて利用料金を収受する場合は、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第5条</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第7条（見出しを含む。）</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
	<u>大東市公共施設使用料領収書</u>	<u>大東市公共施設利用料金領収書</u>
<u>第8条（見出しを含む。）</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
	<u>大東市公共施設使用料返還（還付）申請書</u>	<u>大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書</u>
	<u>大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書</u>	<u>大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書</u>
<u>第9条（見出しを含む。）</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
	<u>大東市公共施設使用料減免申請書</u>	<u>大東市公共施設利用料金減免申請書</u>
	<u>大東市公共施設使用料減免決定通知書</u>	<u>大東市公共施設利用料金減免決定通知書</u>

教委議案第19号

大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

大東市公共施設予約システムの更新による予約方法の変更に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立総合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年7月3日

教委規則第11号

大東市立総合文化センター条例施行規則（平成18年教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「大東市公共施設使用料還付申請書」を「大東市公共施設使用料返還（還付）申請書」に改める。

第17条第5項中「7日前」を「8日前」に改め、同条に次の1項を加える。

6 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、公民館の窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

第19条中「大東市公共施設使用許可書」を「大東市公共施設使用許可決定通知書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに使用料を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第21条第3項中「大東市公共施設使用料減免許可（不許可）通知書」を「大東市公共施設使用料減免決定通知書」に改める。

第23条および第24条を削る。

第25条の見出しを「（駐車場の使用許可等）」に改め、同条第1項中「駐車場を」を「総合文化センターの駐車場（以下「駐車場」という。）を」に改め、同条を第23条とし、第26条から第30条までを2条ずつ繰り上げる。

第31条中「第26条および第27条」を「第24条および第25条」に、「指定管理者に」を「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に」に改め、同条を第29条とする。

第32条を第30条とする。

付則第7項を削る。

様式第8号から様式第14号までを次のように改める。

様式第8号（第7条関係）

大東市公共施設使用料領収書

領収番号

年度

氏名 (団体名)	
施設	
内訳	
領収金額	
領収日	
上記のとおり施設の使用料を領収しました。 大東市教育委員会	領収印

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第9号（第8条関係）

大東市公共施設使用料返還（還付）申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり使用料の返還（還付）を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第10号（第8条関係）

大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

--	--

年 月 日

上記のとおり使用料の返還（還付）について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第11号（第17条関係）

大東市公共施設使用許可申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり、施設の使用許可を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第12号（第19条関係）

大東市公共施設使用許可決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定監理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第13号（第21条関係）

大東市公共施設使用料減免申請書

（あて先）大東市教育委員会

次のとおり使用料の減免を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

様式第14号(第21条関係)

大東市公共施設使用料減免決定通知書

申請者 住所
氏名(団体名)
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	使用料
使用料の合計					
施設使用料					
付属設備使用料					
小計					
加算・減免額					
使用料の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり使用料の減免について通知します。

大東市教育委員会

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第23条および第24条を削る改正規定、第25条から第32条までを2条ずつ繰り上げる改正規定ならびに付則第1項の改正規定 公布の日
 - (2) 付則第7項を削る規定 平成30年4月1日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に、改正前の大東市立総合文化センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた使用の予約、申請その他の手続は、改正後の大東市立総合文化センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によって行われたものとみなす。
- 3 旧規則の規定により作成した用紙（大東市公共施設予約システムによって作成した用紙を除く。）は、新規則の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

大東市立総合文化センター条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立総合文化センター条例施行規則 平成18年3月31日教委規則第7号</p> <p>第2章 大東市立文化ホール</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、<u>大東市公共施設使用料返還(還付)申請書(様式第9号)</u>を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 大東市立公民館</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第17条 1～4 (略)</p> <p>5 予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。)の通知を受けた者は、使用日の<u>8日前</u>までに第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。</p> <p>6 <u>使用予定日の7日前から使用日までの期間</u>において、前各項の予約または申</p>	<p>○大東市立総合文化センター条例施行規則 平成18年3月31日教委規則第7号</p> <p>第2章 大東市立文化ホール</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、<u>大東市公共施設使用料還付申請書(様式第9号)</u>を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 大東市立公民館</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第17条 1～4 (略)</p> <p>5 予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。)の通知を受けた者は、使用日の<u>7日前</u>までに第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。</p>

請が行われていないときは、公民館の窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

(使用の許可)

第19条 委員会は、第17条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可決定通知書（様式第12号）により当該使用をした者に通知するものとする。

2 委員会は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに使用料を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第21条 委員会は、条例第26条第2項の規定により、次号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1)～(2) (略)

2 (略)

3 委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否等を決定し、大東市公共施設使用料減免決定通知書（様式第14号）により当該申請をした者に通知するものとする。

第4章 補則

(使用の許可)

第19条 委員会は、第17条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書（様式第12号）により当該使用をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第21条 委員会は、条例第26条第2項の規定により、次号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1)～(2) (略)

2 (略)

3 委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否等を決定し、大東市公共施設使用料減免許可(不許可)通知書（様式第14号）により当該申請をした者に通知するものとする。

第4章 補則

(駐車場の使用時間)

第23条 総合文化センターの駐車場（以下「駐車場」という。）の使用時間は、総合文化センターの開館日の午前8時30分から午後10時30分までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(駐車場の使用料)

第24条 前条に規定する使用時間外に駐車場を使用（休館日等により出場できない場合を含む。）する場合の使用料は、条例別表の規定にかかわらず、午後10時30分から翌日午前8時30までは、1時間100円とする。

2 第31条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理運営する場合における駐車場の利用料金は、1日（毎日午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。

(使用の許可等)

第25条 駐車場を使用しようとする者は、駐車場に入場する際に駐車券の交付を受けなければならない。

- 2 委員会または本市の機関もしくは委員会が認めるものが駐車場を使用しようとするときは、事前に使用許可証の交付を受けなければならない。
- 3 前項の使用許可証を受けた者は、本来の使用目的以外に使用してはならない。
- 4 使用許可証は、第三者に譲渡してはならない。
- 5 使用許可証は、使用後速やかに返却しなければならない。

(使用料の徴収方法等)

第26条 駐車場の使用料は、入場の際に交付した駐車券によって出場の際に精算を行い、現金により徴収する。

- 2 駐車場を使用する者は、駐車券を紛失したとき、または破損、汚損等により精算機を使用できないときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。
- 3 委員会は、前項の届出があったときは、入場時間を確認し、使用料の精算その他の出場に必要な措置を講じるものとする。この場合において、入場時間を確認できないときは、入場日の使用時間当初から入場したものとみなす。

(駐車場の使用許可等)

第23条 総合文化センターの駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、駐車場に入場する際に駐車券の交付を受けなければならない。

- 2 委員会または本市の機関もしくは委員会が認めるものが駐車場を使用しようとするときは、事前に使用許可証の交付を受けなければならない。
- 3 前項の使用許可証を受けた者は、本来の使用目的以外に使用してはならない。
- 4 使用許可証は、第三者に譲渡してはならない。
- 5 使用許可証は、使用後速やかに返却しなければならない。

(使用料の徴収方法等)

第24条 駐車場の使用料は、入場の際に交付した駐車券によって出場の際に精算を行い、現金により徴収する。

- 2 駐車場を使用する者は、駐車券を紛失したとき、または破損、汚損等により精算機を使用できないときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。
- 3 委員会は、前項の届出があったときは、入場時間を確認し、使用料の精算その他の出場に必要な措置を講じるものとする。この場合において、入場時間を確認できないときは、入場日の使用時間当初から入場したものとみなす。

(使用料の免除)

第25条 委員会は、条例第28条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用料を免除することができる。

- (1) 委員会または本市の機関が使用するとき。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、歩行困難なものが使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が免除をする必要があると認めるとき。

2 前項の免除は、委員会に申し出て承認を受けなければならない。

3 委員会は、前項の規定により承認したときは、駐車券に免除の処理を行うものとする。

(駐車場への入場制限)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場に入場することができない。

- (1) 発火性または引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 著しい騒音を発しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第27条 駐車場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる行為を行わないこと。
- (2) 自動車の施錠を怠らないこと。
- (3) 積載物の盗難予防措置を確実に行うこと。
- (4) 駐車場内において販売行為等を行わないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の指示に従うこと。

(使用料の免除)

第27条 委員会は、条例第28条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用料を免除することができる。

- (1) 委員会または本市の機関が使用するとき。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、歩行困難なものが使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が免除をする必要があると認めるとき。

2 前項の免除は、委員会に申し出て承認を受けなければならない。

3 委員会は、前項の規定により承認したときは、駐車券に免除の処理を行うものとする。

(駐車場への入場制限)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場に入場することができない。

- (1) 発火性または引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 著しい騒音を発しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第29条 駐車場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる行為を行わないこと。
- (2) 自動車の施錠を怠らないこと。
- (3) 積載物の盗難予防措置を確実に行うこと。
- (4) 駐車場内において販売行為等を行わないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の指示に従うこと。

(管理義務)

第28条 本市、委員会または駐車場の運営管理者は、駐車場内における自動車の事故、盗難等については、その責めを負わない。ただし、これらの者の責めによるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第29条 第2条から前条(第7条、第8条、第15条、第20条、第21条、第24条および第25条については、条例第21条第1項第4号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。)までおよび別表第1から別表第3までの規定は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に文化ホール(市民ギャラリーを含む。)、公民館または駐車場の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定(前条を除く。)中「大東市教育委員会(以下「委員会」という。)」または「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」を「利用料金」と読み替えるものとする。

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

1～6 (略)

(管理義務)

第30条 本市、委員会または駐車場の運営管理者は、駐車場内における自動車の事故、盗難等については、その責めを負わない。ただし、これらの者の責めによるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第31条 第2条から前条(第7条、第8条、第15条、第20条、第21条、第26条および第27条については、条例第21条第1項第4号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。)までおよび別表第1から別表第3までの規定は、指定管理者に文化ホール(市民ギャラリーを含む。)、公民館または駐車場の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定(前条を除く。)中「大東市教育委員会(以下「委員会」という。)」または「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」を「利用料金」と読み替えるものとする。

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

1～6 (略)

(大ホール等で物品販売を行う場合の利用者負担)

7 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、大ホール、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロンまたは市民ギャラリーで物品販売を行う者は、当該施設の基本的な使用料の1割を負担しなければならない。ただし、当該物品の販売を業としない者は除くものとする。

別表第1（第2条関係）

区分	期間
大ホールおよび当該ホールと同時に使用する施設	使用日の1年前に当たる日の属する月の初日から使用日の前30日まで
上記以外の施設	使用日の6か月前に当たる日の属する月の初日から使用日の前15日（土曜日、日曜日および休日におけるコミッティ・サロンの使用にあつては、使用日の3か月前に当たる日の属する月の初日）まで

別表第1（第2条関係）

区分	期間
大ホールおよび当該ホールと同時に使用する施設	使用日の1年前に当たる日の属する月の初日から使用日の前30日まで
上記以外の施設	使用日の6か月前に当たる日の属する月の初日から使用日の前15日（土曜日、日曜日および休日におけるコミッティ・サロンの使用にあつては、使用日の3か月前に当たる日の属する月の初日）まで

教委議案第20号

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則
について

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次の
とおり制定する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

公共施設予約システムの更新による予約方法の変更に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する
規則

平成29年7月3日

教委規則第12号

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則（平成23年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「5日」を「当該申請可能日の属する月の6日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

第7条第5項中「経過した日以後」を「経過した日から使用予定日の8日前までの期間」に、「ふれあいセンターの窓口において同項の規定による申請その他の手続」を「予約システム規則第2条第1項に規定する予約システムによる予約の申込み等体育館施設等の使用に係る手続」に改め、同項後段を削り、同項の次に次の2項を加える。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、条例第2条に規定するふれあいセンターの窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

第11条第1項中「大東市公共施設使用許可書」を「大東市公共施設使用許可決定通知書」に改め、同条第3項中「大東市公共施設許可書」を「大東市公共施設使用許可決定通知書」に改める。

第12条の見出しを「(使用の許可の変更および取消しの申請)」に改め、同条第1項中「を変更し、または申請を取り消そうとするときは、大東市公共施設使用許可変更・取消申請書（様式第8号）」を「の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第8号）」を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書

(様式第8号の2)」に改め、同条第2項中「大東市公共施設使用許可変更・取消許可書(様式第9号)」を「変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書(様式第9号)により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書(様式第9号の2)」に改める。

第13条第3項中「大東市公共施設特別施設設置・設備変更許可書」を「大東市公共施設特別施設設置・設備変更決定通知書」に改める。

第17条第3項中「大東市公共施設利用料金減免許可(不許可)通知書」を「大東市公共施設利用料金減免決定通知書」に改める。

第27条を削り、第28条を第27条とする。

第29条を削り、第30条を第28条とし、第31条から第33条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

大東市公共施設使用許可申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり、施設の使用許可を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
加算・減免理由等					

様式第7号および様式第8号を次のように改める。

様式第7号（第11条関係）

大東市公共施設使用許可決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
加算・減免理由等					

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可について通知します。

大東市指定管理者

様式第8号（第12条関係）

大東市公共施設使用許可変更申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり施設の使用許可の変更を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
変更理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
変更前					
変更後					
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
増減額					
納付済利用料金					
加算・減免理由等					

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2（第12条関係）

大東市公共施設使用許可取消申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり施設の使用許可の取消を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済利用料金					

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第12条関係）

大東市公共施設使用許可変更決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
変更前					
変更後					
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
増減額					
納付済利用料金					
加算・減免理由等					

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可の変更について通知します。

大東市指定管理者

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2（第12条関係）

大東市公共施設使用許可取消決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量(時間)	利用料金
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済利用料金					

年 月 日

上記のとおり施設の使用許可の取消について通知します。

大東市指定管理者

様式第11号中「大東市公共施設特別施設設置・設備変更許可書」を「大東市公共施設特別施設設置・設備変更決定通知書」に、「変更を許可」を「変更について通知」に改める。

様式第12号から様式第16号までを次のように改める。

様式第12号（第15条関係）

大東市公共施設利用料金領収書

領収番号

年度

氏名 (団体名)	
施設	
内訳	
領収金額	
領収日	
上記のとおり施設の利用料金を領収しました。 大東市指定管理者	領収印

様式第13号（第16条関係）

大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり利用料金の返還（還付）を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

様式第14号（第16条関係）

大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

年 月 日

上記のとおり利用料金の返還（還付）について通知します。

大東市指定管理者

様式第15号（第17条関係）

大東市公共施設利用料金減免申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり利用料金の減免を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
加算・減免理由等					

様式第16号（第17条関係）

大東市公共施設利用料金減免決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

上記のとおり利用料金の減免について通知します。

大東市指定管理者

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。ただし、第27条を削り、第28条を第27条とする改正規定および第29条を削り、第30条を第28条とし、第31条から第33条までを2条ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた使用の予約、申請その他の手続は、改正後の大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によって行われたものとみなす。
- 3 旧規則の規定によって作成された用紙（大東市公共施設予約システムによって作成した用紙を除く。）は、当分の間、新規則の規定に基づき作成したものとみなし、所要の調整をして使用することができる。

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則 平成23年9月15日 教委規則第4号</p> <p>第3章 大東市立四条体育館 (使用の申請)</p> <p>第7条 体育館施設等(条例第15条に規定するものをいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p> <p>2 前項の申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、体育館施設等を使用する日(同一月内で、その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の3か月前の月の初日から行うことができる(付属設備を使用する場合も同様とする)。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から<u>当該申請可能日の属する月の6日までの間</u>において、体育館施設等の使用に係る予約の申込みをすることができる。<u>ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。)の通知を受けた者は、当該予約が決定した日の属する月の14日までに、第1項の使用申請その他の手続を行わなければ</p>	<p>○大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則 平成23年9月15日 教委規則第4号</p> <p>第3章 大東市立四条体育館 (使用の申請)</p> <p>第7条 体育館施設等(条例第15条に規定するものをいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p> <p>2 前項の申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、体育館施設等を使用する日(同一月内で、その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の3か月前の月の初日から行うことができる(付属設備を使用する場合も同様とする)。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から<u>5日までの間</u>において、体育館施設等の使用に係る予約の申込みをすることができる。</p> <p>4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。)の通知を受けた者は、当該予約が決定した日の属する月の14日までに、第1項の使用申請その他の手続を行わなければ</p>

ならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1項に規定する予約システムによる予約の申込み等体育館施設等の使用に係る手続を行うことができる。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、条例第2条に規定するふれあいセンターの窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

(使用の許可)

第11条 指定管理者は、体育館施設等の使用の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可決定通知書(様式第7号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 (略)

3 第1項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育館施設等を使用する際、大東市公共施設使用許可決定通知書を提示しなければならない。

(使用の許可の変更および取消しの申請)

第12条 使用者は、体育館施設等の使用の許可を変更しようとするときは大東

ならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項の規定による申請が行われていないときは、ふれあいセンターの窓口において同項の規定による申請その他の手続を行うことができる。この場合において、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる体育館施設等の使用に係る予約の申込みはできないものとする。

(使用の許可)

第11条 指定管理者は、体育館施設等の使用の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書(様式第7号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 (略)

3 第1項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育館施設等を使用する際、大東市公共施設許可書を提示しなければならない。

(使用変更および使用取消しの申請)

第12条 使用者は、体育館施設等の使用を変更し、または申請を取り消そうと

市公共施設使用許可変更申請書（様式第8号）を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第8号の2）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第9号）により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書（様式第9号の2）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（特別設備の設置等）

第13条 使用者は、体育館施設等に備え付けられた付属設備以外の特別設備を設け、または既設の設備に変更を加えようとする者は、大東市公共施設特別施設設置・設備変更申請書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 （略）

- 3 指定管理者は、第1項の申請があつたときは、その内容を審査した上で設置の可否を決定し、大東市公共施設特別施設設置・設備変更決定通知書（様式第11号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（利用料金の減免）

第17条 利用料金の減免については、大東市立体育施設条例施行規則（平成18年教委規則第4号）第10条第1項の規定を準用する。この場合において、「条例第16条」とあるのは「条例第24条」と読み替えるものとする。

2 （略）

- 3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設利用料金減免決定通知書（様式第16号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

するときは、大東市公共施設使用許可変更・取消申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、大東市公共施設使用許可変更・取消許可書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（特別設備の設置等）

第13条 使用者は、体育館施設等に備え付けられた付属設備以外の特別設備を設け、または既設の設備に変更を加えようとする者は、大東市公共施設特別施設設置・設備変更申請書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 （略）

- 3 指定管理者は、第1項の申請があつたときは、その内容を審査した上で設置の可否を決定し、大東市公共施設特別施設設置・設備変更許可書（様式第11号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（利用料金の減免）

第17条 利用料金の減免については、大東市立体育施設条例施行規則（平成18年教委規則第4号）第10条第1項の規定を準用する。この場合において、「条例第16条」とあるのは「条例第24条」と読み替えるものとする。

2 （略）

- 3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設利用料金減免許可（不許可）通知書（様式第16号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(規定の準用)

第20条 大東市立四条グラウンドについて、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「体育館施設等」とあるのを「グラウンド施設等」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	条例第15条	条例第29条

(企画展示室の使用制限)

第25条 企画展示室の使用に当たっては、条例第10条の順守義務を履行するほか、音量、臭気等により常設展示に大きな影響を与えないよう、事前に指定管理者と十分な調整を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項に反する状況であると認める場合は、改善への指導を行い、なお改善が見込めない場合は、使用の許可を取り消し、既に使用している場合は、当該使用している者を退去させることができる。

3 企画展示室は、市、委員会および指定管理者が優先使用するものとし、それ以外の者にあつては、連続して28日を超えて使用できないものとする。

第6章 補則

(駐車場の使用許可等)

第26条 ふれあいセンターの駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、入場時に駐車券の交付を受けなければならない。

(規定の準用)

第20条 大東市立四条グラウンドについて、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「体育館施設等」とあるのを「グラウンド施設等」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	条例第15条	条例第29条

(企画展示室の使用制限)

第25条 企画展示室の使用に当たっては、条例第10条の順守義務を履行するほか、音量、臭気等により常設展示に大きな影響を与えないよう、事前に指定管理者と十分な調整を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項に反する状況であると認める場合は、改善への指導を行い、なお改善が見込めない場合は、使用の許可を取り消し、既に使用している場合は、当該使用している者を退去させることができる。

3 企画展示室は、市、委員会および指定管理者が優先使用するものとし、それ以外の者にあつては、連続して28日を超えて使用できないものとする。

第6章 補則

(駐車場の使用許可等)

第26条 ふれあいセンターの駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、入場時に駐車券の交付を受けなければならない。

(駐車場の使用時間)

第27条 駐車場の使用時間は、ふれあいセンターの開館日の午前8時45分から午後9時15分まで（条例第32条による特例時間帯での使用があるときは、当該使用する時間帯の前後15分を使用時間に含む。）とする。ただし、

(駐車場への入場制限)

第27条 発火性もしくは引火性のある物品または著しく悪臭を発する物品を積載しているとき、または騒音を発しているとき、その他駐車場の管理に支障があると認められるときは、駐車場に入場することができない。

(駐車場の利用料金の徴収方法等)

第28条 駐車場の利用料金は、入場時に交付された駐車券で、出場時に精算機により精算して徴収する。

- 2 駐車場を使用する者は、駐車券を紛失したとき、または破損、汚損等により精算機を使用できないときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、前項の届出があったときは、入場時間を確認し、利用料金の精算その他の出場に必要な措置を講じるものとする。この場合において、入場時間を確認できないときは、当該入場した日の開場時に入場したものとみなす。

(利用料金の免除)

第29条 大東市もしくは委員会、歩行に困難のある身体障害者手帳の交付を受けた者または指定管理者が必要と認める者は、指定管理者の承認により、利用料金の免除を受けることができる。

指定管理者が必要であると認めるときは、これを変更することができる。

(駐車場への入場制限)

第28条 発火性もしくは引火性のある物品または著しく悪臭を発する物品を積載しているとき、または騒音を発しているとき、その他駐車場の管理に支障があると認められるときは、駐車場に入場することができない。

(駐車場の利用料金)

第29条 第27条に規定する使用時間外に駐車場を使用（休館日等により出場できない場合を含む。）する場合の利用料金は、条例別表第1第4号の規定にかかわらず、1時間100円とする。

2 条例別表第1第4号および前項の規定にかかわらず、駐車場の利用料金は、1日（毎日午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。

(駐車場の利用料金の徴収方法等)

第30条 駐車場の利用料金は、入場時に交付された駐車券で、出場時に精算機により精算して徴収する。

- 2 駐車場を使用する者は、駐車券を紛失したとき、または破損、汚損等により精算機を使用できないときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、前項の届出があったときは、入場時間を確認し、利用料金の精算その他の出場に必要な措置を講じるものとする。この場合において、入場時間を確認できないときは、当該入場した日の開場時に入場したものとみなす。

(利用料金の免除)

第31条 大東市もしくは委員会、歩行に困難のある身体障害者手帳の交付を受けた者または指定管理者が必要と認める者は、指定管理者の承認により、利用料金の免除を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、指定管理者に必要な書類等を提示して利用料金の免除を申し出なければならない。

3 指定管理者は、駐車場利用料金の免除を承認したときは、駐車券に必要な処理を行うものとする。

(遵守事項等)

第30条 駐車場を使用する者は、この章の前条までに規定および指定管理者または委員会の指示する事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両の施錠を怠らないこと。
- (2) 積載物の盗難予防装置を確実に行うこと。
- (3) 駐車場において販売等営利行為を行わないこと。

2 指定管理者は、駐車場内における自動車の事故、盗難等については、その責めを負わない。ただし、指定管理者の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

2 前項の承認を受けようとする者は、指定管理者に必要な書類等を提示して利用料金の免除を申し出なければならない。

3 指定管理者は、駐車場利用料金の免除を承認したときは、駐車券に必要な処理を行うものとする。

(遵守事項等)

第32条 駐車場を使用する者は、この章の前条までに規定および指定管理者または委員会の指示する事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両の施錠を怠らないこと。
- (2) 積載物の盗難予防装置を確実に行うこと。
- (3) 駐車場において販売等営利行為を行わないこと。

2 指定管理者は、駐車場内における自動車の事故、盗難等については、その責めを負わない。ただし、指定管理者の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

教委議案第21号

大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

公共施設予約システムの更新による予約方法の変更に伴い、所要の改正を行うため。

大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年7月3日

教委規則第13号

大東市体育施設条例施行規則（平成18年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例第8条の規定により大東市体育施設（以下「体育施設」という。）および附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に定める申請書」を「条例第1条に規定する大東市体育施設（以下「体育施設」という。）およびその附属設備の使用の許可を受けようとする者（トレーニング室を使用しようとする者を除く。）は、大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「申請期間内に行わなければならない」を「申請可能日に行うことができる」に改め、同条第3項中「同規則第2条第1号」を「体育施設の専用使用について同規則第2条第1号」に、「申請可能日から5日後までの間において、体育館およびテニスコートの使用」を「申請可能日において、体育施設の使用」に改め、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 体育施設の使用申請が可能な月の15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等体育施設の使用に係る手続きをすることができる。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、大東市立市民体育館（以下「体育館」という。）の窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

第2条の次に次の1条を加える。

(トレーニング室の使用の申請)

第2条の2 条例第8条の規定によりトレーニング室およびその付属設備(以下「トレーニング室等」という。)を使用しようとする者は、大東市立市民体育館使用券(様式第2号)を指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

第3条第1項を次のように改める。

体育施設(トレーニング室を除く。以下この条において同じ。)の使用区分を使用できる回数は、毎月の初日から末日までの期間において、1人(団体)当たり5回までとする。ただし、抽選後の申請については、これを超えて使用することができる。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 体育施設を使用できる区分数は、1日につき1区分とする。ただし、体育館にあっては連続する2区分以上、大東市立龍間運動広場(以下「運動広場」という。)にあっては、連続する2区分(運動広場での大会使用は全区分)を1区分とみなすものとする。
- 3 体育館にあっては、同じ施設を全区分にわたり連続して4日以上使用することはできない。

第4条第1項中「体育館およびテニスコートにあっては大東市公共施設使用許可書(様式第4号)、運動広場にあっては大東市立龍間運動広場使用許可書(様式第5号)当該使用をした者」を「大東市公共施設使用許可決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 指定管理者は、トレーニング室等の使用の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用承諾の可否を決定するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、大東市立市民体育館使用券に領収印を押印することにより使用許可書に代えるものとし、使用者の申出により、11回分の回数券(様式第4号)または定期券(様式第5号)を交付することができる。
- 3 回数券または定期券の交付を受けた者は、トレーニング室等を使用しようとするときは、その都度指定管理者に回数券または定期券の提示を行い、その承諾を受けなければならない。
- 4 交付した回数券および定期券は、市または指定管理者に責めがある場合を除き、未使用分を払い戻すことはできない。

第5条を次のように改める。

(使用の許可の変更および取消しの申請)

第5条 第4条に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育施設およびその附属施設（以下「体育施設等」という。）の使用の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第6号）を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの決定をし、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第8号）により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（使用の届出）

第5条の2 条例第8条の2の規定により、個人で体育施設を使用しようとする者は、大東市立市民体育館使用券を指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、大東市立体育館使用券に領収印を押印することにより使用許可書に代えるものとする。

3 前項の使用は、原則として1時間以内を単位とし、指定管理者が安全な使用または施設管理に支障があると判断する場合は、使用人数、使用時間その他使用の制限を加え、使用を中止させ、または使用を承諾しないことができる。

第7条第2項、第3項および第8条第1項中「体育施設および設備等」を「体育施設等」に改め、同条第3項中「第2条第1項第2号」を「第2条の2および第5条の2」に、「使用許可書に代えるものとする」を「前項の領収書に代えることができる」に改める。

第9条第1項第1号中「体育施設および施設等」を「体育施設等」に改め、同条第3項中「を当該申請をした者に交付する」を「により当該申請をした者に通知する」に改める。

第10条第3項中「大東市公共施設利用料金減免許可（不許可）通知書」を「大東市公共施設利用料金減免決定通知書」に改める。

第12条および第13条中「体育施設および設備等」を「体育施設等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

申請可能日

施設名称		使用申請の受付期間	
		一次申請（市民に限る。）	二次申請 （市民および市民以外）
体 育 館	大体育室	使用日が属する月の3か月前 の月の初日から同月6日（運 動広場の大会使用の場合は4 か月前の月の初日から第3水 曜日）まで	使用日が属する月の3か月前 の15日から（先着順）
	小体育室		
	多目的室（大）		
	多目的室（小）		
運動広場			
大東市立テニスコート			

備考1 市民とは、本市内に在住、在勤または在学する者（法人または団体にあつては、その所在地が本市内にあるもの）をいう。

2 一次申請において複数の申請がある場合の抽選は、受付期間の終了後、指定管理者が別に定める日に行うものとする。

3 指定管理者が特に必要と認めるときは、一次申請における使用申請の受付期間を変更することができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

大東市公共施設使用許可申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり、施設の使用許可を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
加算・減免理由等					

様式第2号中「第2条関係」を「第2条の2関係」に改める。

様式第2号の2および様式第2号の3を削る。

様式第3号から様式第9号までを次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

大東市公共施設使用許可決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

次のとおり施設の使用許可について通知します。

大東市指定管理者

様式第4号（第4条の2関係）

(内側)

<ul style="list-style-type: none">● 入館の際は、職員にお渡しください。● 施設の使用中は、職員の指示に従ってください。● 他人の迷惑にならないようにしてください。● この券は、換金できません。● この券は、再発行できません。● この券は、1人1枚1利用時間のみ有効● この券は、利用時に検印を受けてください。	1	2	3	4
	5	6	7	8
	9	10	11	大東市立市民体育館

(外側)

大東市立市民体育館	大東市立市民体育館	No. _____
	トレーニング室	
	回数券(11回分)	
	<input type="checkbox"/> 一般(高校生以上)	3,000円
	<input type="checkbox"/> 小・中学生	1,500円

様式第5号（第4条の2関係）

（表）

トレーニング室定期券		No.
使用者氏名		年 月 日から
一般(高校生以上) 3,000 円		
小・中学生 1,500 円		年 月 日まで
1 か月間有効		
大東市立市民体育館		

（裏）

<ul style="list-style-type: none"> ● この券は、使用の際職員に提示して指示に従ってください。 ● この券は、他人に貸与または譲渡することはできません。 ● この券は、換金できません。 ● この券は、再発行できません。 ● 使用の際は、トレーニング室使用の注意を守ってください。
大東市立市民体育館

様式第6号（第5条関係）

大東市公共施設使用許可変更申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり施設の使用許可の変更を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
変更理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
変更前					
変更後					
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
増減額					
納付済利用料金					
加算・減免理由等					

様式第7号（第5条関係）

大東市公共施設使用許可取消申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり施設の使用許可の取消を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済利用料金					

様式第8号（第5条関係）

大東市公共施設使用許可変更決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
変更前					
変更後					
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
増減額					
納付済利用料金					
加算・減免理由等					

年 月 日

次のとおり施設の使用許可の変更について通知します。

大東市指定管理者

様式第9号（第5条関係）

大東市公共施設使用許可取消決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
取消理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
料 金 の 内 訳					
返 還 額					
納付済利用料金					

年 月 日

次のとおり施設の使用許可の取消について通知します。

大東市指定管理者

様式第12号から様式第16号までを次のように改める。

様式第12号（第8条関係）

大東市公共施設利用料金領収書

領収番号

年度

氏名 (団体名)	
施設	
内訳	
領収金額	
領収日	
上記のとおり施設の利用料金を領収しました。 大東市指定管理者	領収印

様式第13号（第9条関係）

大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり利用料金の返還（還付）を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

様式第14号（第9条関係）

大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
返還申請理由					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
納付日					
返還額					

返還金受取金融機関	
金融機関名	
口座番号	
名義人	隔地払

--	--

年 月 日

次のとおり利用料金の返還（還付）について通知します。

大東市指定管理者

様式第15号（第10条関係）

大東市公共施設利用料金減免申請書

（あて先）大東市指定管理者

次のとおり利用料金の減免を申請します。

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
加算・減免理由等					

様式第15号（第19条関係）

大東市公共施設利用料金減免決定通知書

申請者 住所
氏名（団体名）
代表者 氏名
責任者 住所
氏名

予約申請番号					
使用施設名					
使用目的					
催事名					
人数					
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用部屋名	使用付属設備名	数量 (時間)	利用料金
利用料金の合計					
施設利用料金					
付属設備利用料金					
小計					
加算・減免額					
利用料金の合計					
加算・減免理由等					

年 月 日

次のとおり利用料金の減免について通知します。

大東市指定管理者

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の大東市体育施設条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた使用の予約、申請その他の手続は、改正後の大東市体育施設条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によって行われたものとみなす。
- 3 旧規則の規定によって作成された用紙（大東市公共施設予約システムによって作成した用紙を除く。）は、当分の間、新規則の規定に基づき作成したものとみなし、所要の調整をして使用することができる。

大東市体育施設条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>○大東市体育施設条例施行規則 平成18年2月23日 教委規則第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市体育施設条例（平成17年条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 <u>条例第1条に規定する大東市体育施設（以下「体育施設」という。）およびその付属設備の使用の許可を受けようとする者（トレーニング室を使用しようとする者を除く。）は、大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号）を</u>指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p>	<p>○大東市体育施設条例施行規則 平成18年2月23日 教委規則第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市体育施設条例（平成17年条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 <u>条例第8条の規定により大東市体育施設（以下「体育施設」という。）および付属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に定める申請書を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</u></p> <p>(1) <u>大東市立市民体育館（以下「体育館」という。）または大東市立テニスコート（以下「テニスコート」という。）をグループまたは団体で使用するとき 大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号）</u></p> <p>(2) <u>体育館を個人で使用するとき 大東市立市民体育館使用券（様式第2号）。ただし、トレーニング室を回数券（様式第2号の2）または定期券（様式第2号の3）で個人使用する場合は、当該回数券または定期券を提示することで申請に代えるものとする。</u></p> <p>(3) <u>大東市立龍間運動広場（以下「運動広場」という。）を使用するとき 大東市立龍間運動広場使用許可申請書（様式第3号）。ただし、別表に定める</u></p>

- 2 前項に規定する申請は、別表に定める申請可能日に行うことができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録を行った者は、体育施設の専用使用について同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、別表に定める申請可能日において、体育施設の使用に係る予約の申込みをすることができる。
- 4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込み者は、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
- 5 体育施設の使用申請が可能なる月の15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等体育施設の使用に係る手続をすることができる。
- 6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
- 7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約または申請が行われていないときは、大東市立市民体育館（以下「体育館」という。）の窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。
（トレーニング室の使用の申請）

第2条の2 条例第8条の規定によりトレーニング室およびその付属設備（以下

大会使用の区分で使用する場合は、大会の実施要領を添付するものとする。

- 2 前項に規定する申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、別表に定める申請可能日から5日後までの間において、体育館およびテニスコートの使用に係る予約の申込みをすることができる。
- 4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込み者は、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

「トレーニング室等」という。)を使用しようとする者は、大東市立市民体育館使用券(様式第2号)を指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(使用制限)

第3条 体育施設(トレーニング室を除く。以下この条において同じ。)の使用区分を使用できる回数は、毎月の初日から末日までの期間において、1人(団体)当たり5回までとする。ただし、抽選後の申請については、これを超えて使用することができる。

2 体育施設を使用できる区分数は1日につき1区分とする。ただし、体育館にあっては連続する2区分以上、大東市立龍間運動広場(以下「運動広場」という。)にあっては、連続する2区分(運動広場での大会使用は全区分)を1区分とみなすものとする。

3 体育館にあっては、同じ施設を全区分にわたり連続して4日以上使用することはできない。

4 運動広場においては、硬式野球、軟式野球、ソフトボール、サッカー、ペタング、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールその他指定管理者が使用を認める種目以外の使用はできないものとする。ただし、指定管理者が特別に認める場合はこの限りでない。

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用制限)

第3条 体育館の毎月1日から月末までの使用区分の使用可能回数は、条例別表第2に定める体育館の1つの使用単位を1回として、5回までとする。

2 運動広場においては、硬式野球、軟式野球、ソフトボール、サッカー、ペタング、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールその他指定管理者が使用を認める種目以外の使用はできないものとする。ただし、指定管理者が特別に認める場合はこの限りでない。

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、体育館およびテニスコートにあっては大東市公共施設使用許可書(様式第4号)、運動広場にあっては大東市立龍間運動広場使用許可書(様式第5号)当該使用をした者に通知するものとする。

2 指定管理者は、前項に規定する使用の可否の決定において、先着順、抽選その他大東市指定管理者が適当と認める方法により、体育施設等を使用できる者を決定するものとする。

2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに利用料金を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4条の2 指定管理者は、トレーニング室等の使用の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用承諾の可否を決定するものとする。

2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、大東市立市民体育館使用券に領収印を押印することにより使用許可書に代えるものとし、使用者の申出により、11回分の回数券（様式第4号）または定期券（様式第5号）を交付することができる。

3 回数券または定期券の交付を受けた者は、トレーニング室等を使用しようとするときは、その都度指定管理者に回数券または定期券の提示を行い、その承諾を受けなければならない。

4 交付した回数券および定期券は、市または指定管理者に責めがある場合を除き、未使用分を払い戻すことはできない。

（使用の許可の変更および取消しの申請）

第5条 第4条に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育施設およびその付属施設（以下「体育施設等」という。）の使用の許可を変更しようとするときは、大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第6号）を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの決定をし、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第8号）により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用の届出）

3 指定管理者は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに利用料金を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用の取消しまたは変更）

第5条 前条に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育施設および施設等の使用を変更し、または申請を取り消そうとするときは、体育館またはテニスコートにあつては大東市公共施設使用許可変更・取消申請書（様式第6号）を、運動広場にあつては大東市立龍間運動広場使用許可変更・取消申請書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの決定をし、体育館またはテニスコートにあつては大東市公共施設使用許可変更・取消許可書（様式第8号）により、運動広場にあつては大東市立龍間運動広場使用許可変更・取消許可書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

第5条の2 条例第8条の2の規定により、個人で体育施設を使用しようとする者は、大東市立市民体育館使用券を指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、大東市立市民体育館使用券に領収印を押印することにより使用許可書に代えるものとする。

3 前項の使用は、原則として1時間以内を単位とし、指定管理者が安全な使用または施設管理に支障があると判断する場合は、使用人数、使用時間その他使用の制限を加え、使用を中止させ、または使用を承諾しないことができる。

(使用時間および延長)

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備および事後整備に要する時間も含むものとする。

2 使用者は、指定管理者の許可なく使用時間を超えて体育施設等を使用することはできない。

3 使用者は、使用時間を超えて体育施設等を使用しようとするときは、指定管理者から使用時間の延長の許可を受けなければならない。この場合において、使用者は、条例第14条の規定による当該延長時間に係る利用料金を速やかに納付しなければならない。

(利用料金)

第8条 体育施設等の使用許可を受けるに当たっては、所定の利用料金を支払わなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用料金を収納したときは、大東市公共施設利用料金領収書(様式第12号)を交付するものとする。

3 第2条の2および第5条の2の大東市立市民体育館使用券を利用する者は、当該使用券に利用料金の受領印を押印することにより、前項の領収書に代えることができる。

(利用料金の返還)

(使用時間および延長)

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備および事後整備に要する時間も含むものとする。

2 使用者は、指定管理者の許可なく使用時間を超えて体育施設および設備等を使用することはできない。

3 使用者は、使用時間を超えて体育施設および設備等を使用しようとするときは、指定管理者から使用時間の延長の許可を受けなければならない。この場合において、使用者は、条例第14条の規定による当該延長時間に係る利用料金を速やかに納付しなければならない。

(利用料金)

第8条 体育施設および設備等の使用許可を受けるに当たっては、所定の利用料金を支払わなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用料金を収納したときは、大東市公共施設利用料金領収書(様式第12号)を交付するものとする。

3 第2条第1項第2号の大東市立市民体育館使用券を利用する者は、当該使用券に利用料金の受領印を押印することにより、使用許可書に代えるものとする。

(利用料金の返還)

第9条 指定管理者は、条例第15条ただし書の規定による利用料金の返還について、次に掲げる額を返還することができる。

(1) 条例第10条第4号または第5号の規定により、体育施設等の使用ができなくなったとき 既納利用料金の10割

(2)～(4) (略)

2 前項の場合において、利用料金の返還を受けようとする者は、大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書（様式第13号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、返還の適否を決定し、大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書（様式第14号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料金の減額または免除)

第10条 指定管理者は、条例第16条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。ただし、第2号から第6号までに掲げる場合の付属設備の利用料金については、この限りでない。

(1)～(5)

2 (略)

3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設利用料金減免決定通知書(様式第16号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(破損等の届出)

第12条 使用者は、体育施設等を破損し、汚損し、または滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第13条 使用者は、体育施設等の使用を終了したときは、直ちに指定管理者に届け出て、点検を受けなければならない。

第9条 指定管理者は、条例第15条ただし書の規定による利用料金の返還について、次に掲げる額を返還することができる。

(1) 条例第10条第4号または第5号の規定により、体育施設および施設等の使用ができなくなったとき 既納利用料金の10割

(2)～(4) (略)

2 前項の場合において、利用料金の返還を受けようとする者は、大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書（様式第13号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、返還の適否を決定し、大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書（様式第14号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(利用料金の減額または免除)

第10条 指定管理者は、条例第16条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。ただし、第2号から第6号までに掲げる場合の付属設備の利用料金については、この限りでない。

(1)～(5)

2 (略)

3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設利用料金減免許可(不許可)通知書(様式第16号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(破損等の届出)

第12条 使用者は、体育施設および設備等を破損し、汚損し、または滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第13条 使用者は、体育施設および設備等の使用を終了したときは、直ちに指定管理者に届け出て、点検を受けなければならない。

別表（第2条関係）

申請可能日

施設名称		使用申請の受付期間	
		一次申請（市民に限る。）	二次申請 （市民および市民以外）
体育館	大体育室	使用日が属する月の3か月前の月の初日から同月6日（運動広場の大会使用の場合は4か月前の月の初日から第3水曜日）まで	使用日が属する月の3か月前の15日から（先着順）
	小体育室		
	多目的室（大）		
	多目的室（小）		
運動広場			
大東市立テニスコート			

備考1 市民とは、本市内に在住、在勤または在学する者（法人または団体にあつては、その所在地が本市内にあるもの）いう。

2 一次申請において複数の申請がある場合の抽選は、受付期間の終了後、指定管理者が別に定める日に行うものとする。

3 指定管理者が特に必要と認めるときは、一次申請における使用申請の受付期間を変更することができる。

別表（第2条関係）

1 体育館の申請期間

施設名称	使用申請の受付を開始する日
大体育室	使用希望月の2か月前の1日（その日が休館日のときは、その翌日）から
小体育室	
トレーニング室	
多目的室（大）	
多目的室（小）	

備考 連続使用期間は、3日を超えることはできない。

2 龍間運動広場の申請期間

項目	使用申請の受付を開始する日		1回で使用 することが できる使用 区分
	本市内に在住、在勤または在学する者（法人または団体にあつては、その所在地が本市内にあるもの）	左記以外のもの	
使用希望日			
平日	使用希望日の1か月前の応答日から（先着順）		2区分まで
土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）	使用希望日が属する月の2か月前の月の初日から第3水曜日まで（複数の申請がある場合は、抽選とする。）	使用希望日の1か月前の応答日から（先着順）	2区分まで

大会使用	使用希望日が属する月の 4か月前の月の初日から	使用希望日の1 か月前の応答日	終日可能
	第3水曜日まで（複数の 申請がある場合は、抽選 とする。）	から（先着順）	

備考 複数の申請がある場合の抽選は、それぞれ受付終了後において、受付月に指定管理者が別に定める日に行うものとする。

3 テニスコートの申請期間

<u>施設名称</u>	<u>使用申請の受付を開始する日</u>
<u>テニスコート（3面）</u>	<u>使用希望月の前の月の1日から</u>

教委議案第22号

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則について

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則を次のとおり制定する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

大東市公共施設予約システム更新に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則

平成29年7月3日

教委規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例（昭和62年条例第10号。以下「条例」という。）の規定により施行するもののうち、夜間照明設備を用いて中学校の運動場を市民に開放する事業（以下「夜間開放事業」という。）について、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和62年教委規則第2号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施場所および期間)

第2条 夜間開放事業を実施する場所は、大東市立住道中学校、大東市立四条中学校および大東市立深野中学校の運動場とする。

2 夜間開放事業を実施する期間等は、1月7日から12月26日までの間における午後7時から午後9時までの時間帯とし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、当該期間内において夜間開放事業を実施しない日を設けることができる。

(対象等)

第3条 夜間開放事業の対象となる者は、おおむね本市に在住、在勤または在学する者で構成され、第10条に規定する使用者の遵守すべき事項について、責任をもって遂行できる者が代表者である団体とする。

2 夜間開放事業の対象となる団体が行うことができる種目は次のとおりとする。

- (1) サッカー
- (2) ラグビー
- (3) ソフトボール
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が認めた種目

(使用の申請)

第4条 条例第2条の規定により夜間開放事業による小・中学校の運動場の使用の許可を

受けようとする者は、あらかじめ当該学校長の承認を経て、条例施行規則様式第1号に規定する学校施設使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

- 2 前項の申請は、使用日の属する月の前月の初日から行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する申請可能日から6日を経過する日までの間において、夜間開放事業による運動場の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、予約の申込み期間を変更することができる。
- 4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の規定による使用の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
- 5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項の規定による申請が行われていないときは、委員会の窓口において同項の規定による申請その他の手続をすることができる。

（使用の許可）

第5条 委員会は、前条第1項または第5項の申請があった場合は、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、条例施行規則様式第2号に規定する学校施設使用許可書を当該申請した者に交付するとともに、その旨を条例施行規則様式第3号に規定する施設使用許可通知書により学校長に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、許可しない場合は、その理由について当該申請をした者に提示しなければならない。

（使用の制限）

第6条 夜間開放事業による同一運動場の使用は、原則として1団体につき1週間当たり1回とする。ただし、第4条第5項に規定する申請の場合は、この限りでない。

(使用日等の変更および使用の取消し)

第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、夜間開放事業による運動場の使用日等を変更しようとするときは、当該使用の許可を取り消し、改めて使用の許可を得なければならない。

2 使用者は、夜間開放事業による運動場の使用の申請を取り消そうとするときは、委員会に口頭その他の方法で届け出なければならない。

(使用の手続)

第8条 使用者は、条例別表第2に規定する夜間照明設備に係る使用料の納付と引き換えに夜間照明設備を稼働させるために用いるコインまたは利用者番号を受け取るものとする。

2 前項のコインまたは利用者番号を受け取った者は、これらにより夜間照明設備を稼働させるものとする。

3 委員会は、第1項の使用料を収納したときは、第5条で交付した学校施設使用許可書に領収印を押印するものとする。

(使用料の還付等)

第9条 夜間照明設備に係る使用料については、還付および減免は行わない。

2 夜間照明設備を使用しなかった者は、以後において夜間開放事業による運動場の使用を許可されたときに、前条第1項のコインまたは利用者番号を使用することができる。

(使用者の順守事項等)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 校内で喫煙や火気の使用をしないこと。

(2) 校内に危険性を伴う物品および特別な設備を持ち込まないこと。

(3) 使用目的以外の施設および設備その他備品等を使用しないこと。または、これを持ち出し、および傷つけないこと。

(4) 車両(自動二輪、原動機付自転車および自転車を含む。)は、指定された区域に整理して駐車し、指定された区域以外に入れないこと。

(5) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。

(6) 大きな音など周辺住民に迷惑のかかることは慎むこと。

(7) 雨天等で運動場がぬかるんでいる場合は使用しないこと。

(8) 許可なく物品の販売、金品の寄付募集行為をしないこと。

(9) 係員および委員会の指示に従うこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障のある行為をしないこと。

2 使用者は、施設および設備その他備品等を破損、汚損または滅失したときは、破損届を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、夜間開放事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部改正)

2 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則(昭和62年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(運動場の夜間使用時の特例)

第9条 学校の運動場は、夜間照明設備を用いて使用することができる。この場合において、使用許可の申請その他必要な事項は、別に規則で定める。

(経過措置)

3 改正後の大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則第9条の規定は、平成29年11月1日以後に夜間開放事業により夜間照明設備および運動場等(以下「夜間照明設備等」という。)を使用する場合について適用し、同日前に夜間開放事業により夜間照明設備等を使用する場合は、なお従前の例による。

参考（大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則）

様式第1号（第2条関係）

許可 第 号
年 月 日

学校施設使用許可申請書

大東市教育委員会 様

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	責任者名			

下記のとおり使用許可申請をします。なお使用については大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例および同施行規則を厳守します。

使用場所	大東市立 学校	運動場・校舎・体育館
使用日時	年 月 日	午 時から 午 時まで
使用目的		
使用人員		
学校の意見		校長 印

使用料領収書(控)
円
領 収 印

様式第2号（第3条関係）

許可 第 号
年 月 日

学校施設使用許可書

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	責任者名			

大東市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

使用場所	大東市立 学 校	運動場・校舎・体育館
使用日時	年 月 日	午 時から 午 時まで
使用目的		
使用人員		

使用許可条件

- 1 この使用許可書は、常に携帯し、管理者の求めに応じていつでも提示すること。
- 2 使用权を他人に譲渡しないこと。
- 3 使用目的以外に使用しないこと。
- 4 施設および附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用し、万一破損もしくは汚損または滅失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償すること。
- 5 公共施設であることを考え、他人に迷惑をかけることのないよう注意すること。
- 6 所定の場所以外で火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
- 7 室内は、すべて土足厳禁のこと。
- 8 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例および同施行規則の規定に違反したとき、管理者の指示に従わないときは、使用許可を取り消しまたはその使用を制限もしくは停止し、または退去を命ずることがある。
- 9 使用料は、原則として還付しません。
- 10 変更申請は、使用日の7日前までとする。
- 11 使用時に生じた事故については一切責任を負いません。
- 12 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備および事後整備に要する時間を含むものとする。
- 13 使用者は、使用時間の延長をすることが出来ない。

使用料領収書
円
上記金額領収しました。
年 月 日
領 収 印

様式第3号（第3条関係）

許可 第 号
年 月 日

施設使用許可通知書

学校長 様

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	責任者名			

下記の件許可いたしましたからお願いします。

使用場所	大東市立 学校	運動場・校舎・体育館
使用日時	年 月 日 午 時から 午 時まで	
使用目的		
使用人員		

大東市教育委員会

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則 昭和62年3月31日教委規則第2号</p> <p>(運動場の夜間使用時の特例)</p> <p><u>第9条 学校の運動場は、夜間照明設備を用いて使用することができる。この場合において、使用許可の申請その他必要な事項は、別に規則で定める。</u></p>	<p>○大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則 昭和62年3月31日教委規則第2号</p> <p>(運動場の夜間使用時の特例)</p> <p><u>第9条 学校の運動場を夜間照明設備を用いて使用することができる場合は、概ね本市に在住、在勤または在学する者で構成され、施設使用時の遵守すべき事項を責任をもつて遂行できる者の選出されている団体が、次の各号に掲げる種目を行う場合とする。</u></p> <p><u>(1) サッカー</u></p> <p><u>(2) ラグビー</u></p> <p><u>(3) ソフトボール</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が認めた種目</u></p> <p><u>2 前項の使用許可申請は、第2条第2項の規定にかかわらず、使用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が大東市の休日に関する条例(平成元年条例第1号)に規定する休日の場合は、その後の最初に到来する休日でない日)から同月10日まで行い、当該日に抽選により決定するものとする。ただし、当該抽選の日に申請がない場合は先着順とする。</u></p> <p><u>3 第1項の使用に係る許可は、原則として1団体当たり1週間について1回とする。</u></p>

教委議案第23号

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員5人の任期が、平成29年7月31日に満了するにつき、その後任として、大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則第2条第1項の規定により、次表の5人を委嘱する。

平成29年6月30日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

氏名	専門	所属	備考
上原 真人	考古学	京都大学名誉教授・辰馬考古資料館館長	再任
内田 和伸	保存修景	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡整備研究室長	再任
中井 均	考古学	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科教授	再任
中西 裕樹	中世城館	高槻市立しるあと歴史館館長 高槻市立今城塚古代歴史館館長	再任
仁木 宏	日本中世史	大阪市立大学大学院文学研究科教授	再任

理 由

飯盛城跡の国史跡指定を目指すにあたり、その前提となる具体的な調査・研究について、関連する各分野の専門家の観点から総合的に指導・助言を受けるため。

7. 一般業務報告

1. 平成30年度使用小学校教科用図書 特別の教科道徳 採択関係日程について
2. 大東市立北条コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について
3. 大東市立北条コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
4. 「深野新田会所と両皇大神社」の説明板設置について
5. 大東市立学校運動場夜間開放事業実施要綱を廃止する要綱について

8. 会議録

亀岡教育長

それでは、6月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第15号「大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第15号大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

この改正は、大東市ホームページ上で運用する大東市公共施設予約システムを9月1日に新システムに移行することに伴い、必要な事項を改正するものです。

主な改正内容は、2点です。1点目は、システムの対象施設の追加と削除です。2点目は、「公共施設予約システム登録申請書」等の様式を新システムに合わせて変更することです。

では、議案本紙の後ろに添付しているA4横の新旧対照表をお願いいたします。右側が改正前の規則、左側が改正後の規則となっております。

改正後の第3条第1項では、新システムの対象となる公共施設として16施設を挙げております。項目数は、改正前より6項目増加していますが、(7)ふれあいルーム、(11)四条体育館、(12)四条グラウンドは、改正前の(6)「歴史とスポーツふれあいセンター」を3施設に分けて表示したものであり、実質的に、追加する施設は4施設、(2)文化情報センター、(10)龍間運動広場、(15)市民会

館、(16) 中学校校庭夜間照明設備でございます。

ページをめくっていただいて、第2項でございます。予約システムにより予約状況の閲覧のみができる施設として文化ホールを挙げております。改正前は、資料の右側に記載のとおり、予約状況の閲覧ができる施設として5施設を挙げておりましたが、青少年野外活動センターは、今回、予約システムから離脱することになり、文化情報センター、龍間運動広場、市民会館は、第1項の予約可能な施設へと移行するため、文化ホールのみとなったものです。

次に、第4条（システム登録資格）第2項でございますが、この条項では、中学生がシステム登録できる施設を原則としてテニスコートに限定したものです。

次のページ、第5条（登録手続）第1項・第2項では、文言の整理と新システムに合わせた様式変更を行っております。

次に、第8条（システム登録の抹消）では、3年以上システムの使用がない者についてはシステム登録を抹消する旨、規定するものです。

次のページの第9条は文言の整理を行うものです。

この規則の施行日は9月1日としております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

花田委員

1つ教えていただけますでしょうか。予約システムによって予約が非常に公平になっているというふうに考えているのですが、その中で青少年野外活動センターが外れたというお話がありました。これについて少しご説明いただけますか。

田川次長

青少年野外活動センターについては、改正前の条例で対象施設に入っていたのですが、現状として全く使っていないということがございます。青少年野外活動センターの予約につきましては、

窓口で担当職員がどのような活動をしたいのかということを利用して、利用者から聞いた上で、詳しくサービスを紹介するという形をとらせていただいております。機械的に予約をして、機械的に決定をするということよりも、現状のとおり相談を受けながら使用する部屋などを決めていく方がいいということで、実態に合わせて離脱いたしました。

水野委員

2点あるのですけれども、1点目が、例えば私はいくつかの団体に所属しているのですけれども、それはその団体に使うとき毎にIDとパスワードを複数持つ必要があるか、単に肩書は別だけれども違う用途で使うときは同じ水野の1つのIDでいけるのかということです。

あと2点目が、いまの規則の最後のところなのですけれども、3年で登録が抹消になる、これは理由が何かあるのでしょうか。以上です。

田川次長

まず1点目のIDがいくつかの施設で活動されるときに複数いるのかということですけれども、1つの団体ということでしたら複数の施設を使われる場合でも1つのIDを使いまわしていただきます。そのIDで事前にこの施設とこの施設とこの施設を使いたいということを登録書の方に丸をしていただきますと、1つのIDで複数の施設を使えます。

水野委員

というよりか、例えばですが、大東青年会議所水野で使いたいけれども、私の登録は家庭教育支援センターペアレンツキャンプの水野だった場合、そのままいけるのかということです。

田川次長

団体名が違えば基本的には違う団体というふうになりますので、別のIDがいるということになります。

水野委員

それぞれの団体に使いたいときは、複数のIDを登録しておく必要があるということです。

田川次長

そうですね。あまり1人の方がたくさんのIDを持つということも好ましくないかと思うのですが、活動内容が違えば別のIDと

ということになります。

もう1点の3年で登録を抹消する理由ですけれども、現状としまして、サークルとして一旦登録されても、その後あまり使用がなくて、その後全く使用しなくなってしまう幽霊サークルのようなものが結構残ってしまうことがあります。3年使用されなければもうそのサークルが復活して再度使われることはあまりないだろうということで、3年という一定の線を引かして、そういう実態として活動していないサークルはもう登録は外していき、3年経ってまた使いたい場合には再度登録していただくという方が、サークルの数などを把握する意味でも適切だということで決めさせていただきました。

水野委員

データ量がどうのという問題ではないということですね。

田川次長

そうです。データ量ではありません。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第16号「大東市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第16号大東市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

この規則改正は、新システムへの移行に伴い、施設の予約手続きができる限り他の施設と統一的な方法で行うために改正するものです。まず、予約手続きの基本的な流れをご説明します。

システムでの予約は、使用希望月の3か月前の月の初日、つまり1日から可能です。1日から6日までの間、予約希望を受け付けます。重複がなければ、そのまま予約が確定しますが、重複があれば、8日にシステム上で抽選が行われます。これを一次予約といいます。

て、予約が決定した人は、14日までに各施設で本申請をしなければなりません。

次に、15日から使用日の8日前まで、予約システムにより先着順で空いている区分の予約を受け付けます。これを二次予約と称して、予約の決定した人は、予約決定日から7日以内に本申請をしなければなりません。

使用日の7日前から使用日までは、予約システムは使うことができず、使用希望施設の窓口で空いている日の使用申請をすることができます。

使用料については、本申請の際に支払うことになります。

このような予約手続の流れに合致させるための改正と各種様式の改正、この2点が主な改正内容です。

では、議案本紙の後ろに添付しているA4横の新旧対照表をお願いいたします。

まず、第2条（使用の申請）第3項では、一次予約（抽選）の申込期間を「申請可能月の初日～5日」であったものを「初日～6日」に変更します。また、「指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない」という但し書きを追加しています。

次のページの第5項では、二次予約（先着順）の申込期間を「申込可能月の15日～使用日」としていたものを「申込可能月の15日～使用日の8日前まで」に変更します。

次の第6項では、申請手続期間を「予約決定から10日以内」としていたものを「予約決定から7日以内」に変更します。

次の第7項では、使用日の7日前から使用日までの期間における使用申請は、予約システムではなく、窓口で行うものとしております。

次の第4条（使用回数）では、1人の者が1ヵ月に使用可能な回数「5回まで」に但し書きを加え、抽選後の申請については、5回を超えて使用することができるようにするものです。

第5条から第9条までは、文言の整理と、各種様式を新システムに合わせて変更するものです。

この規則の施行日は9月1日としております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

花田委員

先ほども申し上げましたが、公平性という点では、素晴らしいシステムだと思います。少し懸念されますのが、例えば、あまりネット環境に詳しくない方が、窓口で一次予約の申請をすることが可能なかということです。それとともに、予約システムに入る方法をなるべく分かりやすくしていただきたいなと思いますので、例えばホームページ上、どこかのサイトに入るとするのだと、そのサイトに入るかどうかということをつかれないといけないと思いますので、なるべく大東市のホームページ上のいちばん上のところにバナーが出てくるような形でされると使っていただきやすいかなと思いました。

それから、いまのは使っていただきやすさのことなのですが、もう1点、先ほど水野委員から、本人は1人なんだけれども団体が違ったらというお話があって、それぞれにIDをというお話がありました。逆に例えば1つの団体にいくつものIDを発行することになるのでしょうか。そうすると、例えば、抽選ですから1つの団体のいくつものIDで申し込むと当たる確率が高くなると思うのですが、そのあたりのことはどのようにされていますか教えていただけますでしょうか。

田川次長

2点ご質問があったかと思うのですが、1点目の窓口で一次予約ができるかということですが、もちろんインターネットが使えない方はたくさんいらっしゃいますので、窓口にお越しいただきまして、窓口の職員が代わりに入力をするという形で一次予約に

はもちろん参加をしていただけます。また、ホームページ上で見やすいレイアウトにつきましては、まだシステム構築中ですので、工夫を凝らしていきたいと考えております。

2点目の1つの団体でいくつものIDが持てるかということですが、1つの団体ではIDは1つしか持つことができません。先ほどおっしゃっていただいたように抽選の公平性を確保するためとなっております。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第17号「大東市立文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第17号大東市立文化情報センター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

この改正は、これまで文化情報センターについては、システム上で予約状況の閲覧しかできなかったものを、新たに予約も可能とすることに伴い、他の施設の例に合わせて、予約手続等の変更や追加をするものであり、比較的大きな改正となっております。

では、議案本紙の後ろに添付しているA4横の新旧対照表をお願いいたします。

まず、第2条（使用の申請）第1項から、次のページの第7項までは、先程ご議決いただいた議案第16号の生涯学習センターと同様の手続で施設予約を可能とするための改正で、生涯学習センター条例施行規則第2条と同様の構成となっております。

次に、第3条の2（使用回数）については、これまで、文化情報センターでは1カ月当たりの使用回数を制限していませんでしたが、他の施設と同様、1カ月5回まで、ただし抽選後の申請につい

ては、5回を超えて使用することができるようにするものです。

その下の第4条（使用の許可）第1項から第3項では、「施設使用許可決定通知書」等の様式を新システムに合わせて追加しているほか、所定の期日までに使用料を納付しないときには予約の決定を取り消す旨の規定を追加しております。

第5条（使用の許可の変更および取消しの申請）から次のページの第7条（使用料の返還）についても、他施設と同様の手続を可能にするための改正となっております。

第8条（使用料の減免）第1項では、これまで、文化情報センターでは、社会教育団体の使用料5割減免が規定されていなかったため、他の施設に合わせて規定したものです。

次のページの第11条（指定管理者に管理を行わせる場合の規定の準用）については、字句の読み替えに関する規定を他施設の規則に合わせて、表の形式に変更し、また、今回追加した各種様式についても表中に規定したものです。

この規則の施行日は9月1日としております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第5 教委議案第18号「大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第18号大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

この改正につきましても、新システムへの移行に伴い、基本的な施設予約の手續に合致させるための改正が主となっています。では、議案本紙の後ろに添付しているA4横の新旧対照表をお願いいたします。

第2条（使用の申請）第2項では、これまで、申請可能日が「使用日の2カ月前の初日」であったものを他の施設に合わせて「3カ月前の初日」に改正しています。ただし、改正後の規則の適用日は、まなび南郷、まなび北新、まなび泉の各施設で異なり、それぞれ指定管理者導入時期に合わせ、まなび泉は平成30年度から、まなび北新は平成31年度から実施の予定としています。

次の第3項から次のページの第7項までは、他施設と同様の予約手續きを可能にするための改正です。

その次の、第4条（使用回数）については、これまで1カ月当たりの使用可能回数を、まなび北新とまなび泉は2回、まなび南郷は4回としていたものを、他施設に合わせて5回に改正したものです。

次に、第5条（使用の許可）、第6条（使用の許可の変更および取消しの申請）、第9条（使用料の減免）についても、他施設と同様の手續きを可能にするための改正です。

次のページに移りまして、右側の改正前においては、第11条で（使用者の遵守事項）を規定しておりましたが、他施設に合わせて、規則ではなく条例に規定することに変更したため、改正後では削除しております。

次に、改正後の第11条においては、先程の議案第17号と同様、字句の読み替えに関する規定を、他施設の規則に合わせて、表の形式に変更し、また、今回追加した各種様式についても表中に規定したものです。

この規則の施行日は9月1日としております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

す。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第6 教委議案第19号「大東市立総合文化センター条例規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第19号大東市立総合文化センター条例規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

この改正もまた、新システムへの移行に伴い、総合文化センターのうち、公民館の予約手続について、基本的な施設予約の手続に沿って改正するものです。文化ホールは、予約システムでは予約できませんが、これは文化ホールの使用については、受け入れ体制の関係で、使用内容を正確に確認する必要があるため、従来どおり予約状況の閲覧に留めることとしています。

では、議案本紙の後ろに添付しているA4横の新旧対照表をお願いいたします。

第2章「文化ホール」の第8条第2項は、新システムに合わせた様式の改正です。

第3章「公民館」の第17条（使用の申請）、次のページの、第19条（使用の許可）、第21条（使用料の減免）は、他施設と同様の手続きを可能とするために改正するものです。

第4章「補則」では、右側の改正前では、第23条で（駐車場の使用時間）、第24条で（駐車場の使用料）を定めておりましたが、他施設に合わせて、規則ではなく条例で規定することに変更したため、改正後では削除しております。

1枚めくっていただいて、最後の「付則」において、改正前は、
(大ホール等で物品販売を行う場合の利用者負担)を定めておりましたが、こちらも、規則ではなく条例で規定することに変更したため、改正後では削除しております。

この規則の施行日は9月1日としております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第7 教委議案第20号「大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第20号大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

この改正も、新システムへの移行に伴い、基本的な施設予約の手続に沿った改正が主となっています。

では、議案本紙の後ろに添付しているA4横の新旧対照表をお願いいたします。

第3章「四条体育館」第7条(使用の申請)からページをめくっていただいて第17条(利用料金の減免)までは、他施設と同様の手続を可能とするために改正するものです。

次のページに移りまして、第6章「補則」の右側の改正前の第27条(駐車場の使用時間)、第29条(駐車場の利用料金)につきましては、先程の議案第19条の総合文化センターと同様、規則で

はなく条例で規定することに変更したため、改正後では削除しております。

この規則の施行日は9月1日としております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第8 教委議案第21号「大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

前田総括次長

教委議案第21号大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

議案書とその後の新旧対照表をご覧ください。この規則改正の理由とその改正内容としては、大きく4つあります。

まず1つ目は、公共施設予約システムの更新に伴い、これまで予約システムで予約できなかった龍間運動広場を対象施設に加えたことにより、その一連の規定を追加したこと。

2つ目は、対象施設の基本的な施設予約の手続の統一化を図ったことにより、予約手続の統一化により、一次予約と二次予約の申込期間、予約確定者の申請手続期間、使用日前1週間の窓口処理期間に関する規定を改正したこと。

3つ目は、6月議会で成立した大東市立体育施設条例の一部改正による「空いている時間帯の個人使用を利用の届出として明確化したこと」に伴い、関連規定を整理し、追加したこと。

4つ目は、公共施設予約システムの様式に合わせて様式を変更し

たことです。

今回の改正は、これらの理由によって、かなり大規模な改正になっています。

規則の施行期日は、予約システムの本格稼働に合わせ、平成29年9月1日としています。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第9 教委議案第22号「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則について」の提案理由の説明をお願いします。

前田総括次長

教委議案第22号大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則について、提案理由をご説明いたします。

議案書をご覧ください。この改正は、公共施設予約システムの更新に伴い、住道中学校、深野中学校、四条中学校に設置した夜間照明設備を使用した運動場の予約を新たにこのシステムで行うことができるようにすることに伴い、既にある大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則とは別に、予約システムにおける予約の手続等を規定するため、制定するものです。

従来の施行規則と別に新しく規則を制定する理由としては、小・中学校の施設開放については、予約システムでできるものできないものがあり、同一の規則で制定すると混乱を招くおそれがあること、また、夜間照明設備の予約手続は複雑であり、現行の条例施行規則で規定すると、その大部分を夜間照明設備の手続が占めてしまい、他の規定とのバランスが悪くなることからです。

夜間照明設備の手続は、他の生涯学習施設の手続にできるだけ準じた形で規定しており、その具体的な内容は、一次申請の申請可能日は、使用日の前月の初日から6日までとし、申請が複数の場合はシステムで抽選することとし、予約が決定した者は14日までに申請し、支払、利用番号・コインの受領等の手続を終えること。15日以後は、二次申請として空区分を体育館窓口で申請できることなどです。

また、他の施設と異なるところは、申請可能日が学校行事との関係により、使用日の前月の初日と遅くなっていることや、申請は、事前に校長の承認を経て申請書を委員会に提出する点です。

施行期日は、平成29年9月1日としています。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

第3条の2項の種目のところなんですけれども、これは旧のおおりで、サッカー、ラグビー、ソフトボール、そして、前3号に掲げるもののほか、委員会が認めた種目とありますけれども、実際この3つの種目以外でどのような種目の依頼があつて、認めたものというのはどういうものがあつたのですか。

前田総括次長

だいたいこの3種目に偏っているのですが、あとは、各々のサークル等の内容等で認めている場合もございます。

水野委員

例えば、住道中だったら、外にもバスケットゴールがあるじゃないですか。あそこで、バスケットボールをやりたいというのは特になかったのですね。

前田総括次長

ございませんでした。

水野委員

仮に、バスケットボールだったとすれば、認めた種目には入りませんか。

前田総括次長

その時間帯にその場所が空いておれば、一応電気を使用すると

いうことであれば認める形になります。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第10 教委議案第23号「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

黒田参事

教委議案第23号大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について、提案理由のご説明をさせていただきます。

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会については、平成27年度に、飯盛城址の国史跡指定を目指すにあたり、その前提となる具体的な調査・研究について、考古学をはじめとする関連する各分野の専門家の観点から総合的に指導・助言を受けるために設置したものです。

規則により委員の定数は5人以内で、任期は2年となっており、この7月に委嘱期間が終了しますので、引き続いて同じ5名の専門家に委員の委嘱をするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①平成30年度使用小学校教科用図書 特別の教科道徳 採択関係日程について

⇒小学校教科用図書 特別の教科道徳採択に係る今後の日程についての報告。最終7月の定例会において採択決定を行う予定。

意見・質問等

- ・各小学校から意見書が出るのか。
⇒12校全校から意見書が出る。
- ・閲覧アンケートはどれくらいあるのか。
⇒現時点では、8名来所、閲覧アンケートは1枚。

②大東市立北条コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について

⇒市議会6月定例会に上程し、議決を受けたもの。大東市公共施設予約システムが9月に新システムに移行することに伴い、生涯学習課所管の4つの条例とスポーツ振興課所管の2つの条例を一括して改正するもの。

③大東市立北条コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

⇒大東市公共施設予約システムが9月に新システムに移行することに伴い、北条体育館、北条グラウンドの予約手続について、他の生涯学習施設の手続にできるだけ統一した上で、改正を行うもの。また、6月定例会で改正した北条コミュニティセンター条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

④「深野新田会所と両皇大神社」の説明板設置について

⇒深野新田会所と両皇大神社の説明板を設置したことについて、設

置場所や説明板の内容等を報告。

⑤大東市立学校運動場夜間開放事業実施要綱を廃止する要綱について

⇒「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則」が制定されることに伴い、要綱を廃止するもの。

⑥その他

(田中委員より)

公共施設の予約システムに関して、利用が決定した場合の利用料は現金でなくてはいけないのか。振込制度は。

⇒振込は、システムとしては可能。今後検討していきたい。

(水野委員より)

大東学び合いネットに掲載されているステップアップ学習プリントについて。家庭内でプラスアルファの勉強ができる素材として良いものだと思うが、解答の説明がないので、解説の充実や動画での解説などがあれば、より良いものになるのでは。

また、あまり知られていないと感じるので、学校現場での啓発、家庭教育支援チームでの情報啓発の一環として発信するといったのでは。

⇒自力解決が図りやすいように、いまの解答の記載を見直すとともに、難易度の高い計算問題に関しては、解説あるいはヒントの充実を図るなど、今後検討してまいりたい。

発信についても、ホームページや委員会だよりに複数回掲載するなど、より一層の発信に努めてまいりたい。

(花田委員より)

学校にステップアップ学習プリントの紹介はされているのか。

⇒元々校内で使用しており、その次に宿題として使って、学校で解答、解説をしている。それを、家庭学習でも使っていただきたいということで、大東学び合いネットでも掲載している。

以上

平成29年9月19日

亀岡教育長

太田委員